

いぜなイーマーループラン

第2次伊是名村地域福祉計画

平成30年度～平成34年度



平成30年2月

伊是名村

※イーマールとは

「イー」は同じの意、「マールー」はかわりばんこの意で、同じくお互いにかわりばんこという意。

「ユイマール」に同じ。「ユイマールー」ともいう。

「イー」は労働の貸し借り。労働交換。「ユイ」ともいう。(以上、「伊是名方言辞典」より)

昔は労働交換を通して互いに助け合う精神が培われてきたと考えられ、地域福祉を象徴する表現としてふさわしいと判断し、本計画のサブタイトルに使用しました。



ごあいさつ

本村では、少子高齢化、人口減少が進む中、地域に住む方々の多様な生活課題(福祉課題)に対し、公的サービスとともに、住民相互の支え合いを基調とした福祉社会(共生社会)の構築を目指し、平成25年2月に「第1次伊是名村地域福祉計画(いぜんイーマーループラン)」を策定いたしました。この計画に基づき、これまで地域福祉の推進を図るための各施策の推進に努め、地域の福祉意識の高揚や生活サポートセンターの設置等の成果がありました。

この間、国では様々な社会情勢等の変化に伴い、災害時において特に配慮を必要とする者への支援の充実を図るための災害対策基本法の見直し、生活困窮者の自立を支援するための法律の施行、その他高齢者、障がい者、子ども等に係る法制度等の成立・施行が続いているほか、地域共生社会の実現に向けて新たなコンセプトが示されました。

こうした国の動向を踏まえつつ、本村におきましては、第1次計画での取り組みの成果を維持・発展させるとともに、残された課題や新たな課題に取り組むために、この度「第2次伊是名村地域福祉計画(いぜんイーマーループラン)」を策定いたしました。

計画の推進にあたりましては、地域の関係機関、関係団体、事業者及び住民一人ひとりの参画が不可欠であり、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、計画のご審議頂きました「伊是名村地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力頂きました住民の皆様並びに関係各位に心より感謝申し上げます。

平成30年2月

伊是名村長 前田 政義

目 次

ごあいさつ

第1章 計画の策定にあたって

1	地域福祉計画とは	1
2	計画の法的根拠	1
3	見直しの背景と趣旨	2
4	計画の対象	2
5	地域福祉計画によって目指すもの	3
6	計画の位置付け	4
7	計画の期間	5
8	計画の策定体制	5

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画推進の視点	7
2	計画の基本理念	8
3	計画の基本目標	9
4	施策の体系	10

第3章 伊是名村の概況

1	地域の動向	11
2	高齢者の概況	19
3	障がい者の概況	23
4	子どもの状況	26
5	伊是名村の社会資源	31

第4章 施策の推進

目標1 共に生き・支え合うしまづくり

1	福祉意識の高揚	33
2	地域のつながりづくり	36
3	支え合いの仕組みづくり	39

目標2 自立した暮らしを支えるしまづくり

1	情報提供・相談啓発の充実	43
2	利用者本位の支援の充実	46
3	権利擁護の充実	49
4	生活困窮者等自立支援の推進	52
5	健康づくり推進	55

目標3 安心・安全な人にやさしいしまづくり

- 1 生活環境の整備推進 58
- 2 防災対策の充実 61
- 3 防犯対策の充実 64

第5章 計画の推進にあたって

- 1 計画の推進体制 67

資料編

- 伊是名村地域福祉計画策定委員会設置要綱 69
- 伊是名村地域福祉計画策定委員会委員名簿 71

第1章

計画の策定にあたって

第 1 章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

「社会福祉」とは、個人や家族などの取り組みだけでは解決できない生活上の課題について、社会的に解決や緩和を図るための取り組みの総称です。これまでの福祉は生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て家庭など対象者を限定した、公的サービスの提供という形で進められてきましたが、近年、対象限定の福祉から地域に住む全ての人を対象とする福祉へと、視点が移ってきました。

「地域福祉」とは、自分たちが住んでいる地域に主眼を置き、誰もが地域の一員として尊厳を持ち安心して暮らしていけるよう、共に支え合う仕組みをつくっていくことです。

また、「地域福祉計画」とは、地域に住む全ての人が、地域で自立し幸せな生活を送ることができるよう、共に支え合う仕組みづくりに向けて、解決すべき地域の生活課題や支援を必要とする人を把握すること、課題の発生を予防することやどのように課題を解決していくのかを定める計画です。

2 計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第 4 条による地域福祉の推進を図るために、住民等の参画を図るものであり、同法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定しました。

○地域福祉の推進（社会福祉法第 4 条）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

○市町村地域福祉計画（社会福祉法第 107 条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3 見直しの背景と趣旨

本村では、住民参加を基本とした新たな福祉社会の構築を図るために、平成 25 年 3 月に「第 1 次伊是名村地域福祉計画」を策定し、「ささえあい、たたえあい、ユイの心を育むしま・伊是名村」を基本理念とした、地域福祉の推進に努めてきました。それにより、生活サポートセンターの設置など、成果のある取り組みもありますが、未実施の取り組みも多いため、今後も更なる推進を図る必要があります。

この間、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年に「災害対策基本法」が改正され、これまで国から示された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）が全面的に改正され、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」が示されました。

また、社会経済の構造的な変化等による、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第 2 のセーフティネット」）を抜本的に強化するために「生活困窮者自立支援法」が、平成 27 年 4 月から施行されました。生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（平成 26 年 3 月）が示されました。

なお、内閣府では沖縄県の子供の貧困に関する状況が深刻であることを踏まえ、平成 28 年度より「沖縄県子供の貧困緊急対策事業」を実施しており、県内各市町村においては、子供の貧困対策について具体的に取り組むよう示しています。

さらに、厚生労働省では、平成 29 年 2 月に「地域共生社会」の実現に向けて、「我が事・丸ごと」の地域づくりを展開することとしました。「我が事・丸ごと」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることです。それにより、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものです。

こうした中、本村では、第 1 次計画の終了に伴い、第 1 次計画策定以降に国が示す事項等を踏まえつつ、これまでの取り組みや地域の課題等を再整理し、地域福祉の更なる推進を図るために、「第 2 次伊是名村地域福祉計画」を策定することとします。

4 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などに関わりなく、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを目指す計画であり、本村に暮らす全ての人々が対象となります。

また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、サービス提供事業所、各種団体、ボランティア、一般事業所、商店、学校など、地域で生活し、活動している全ての人や機関・団体等が対象となります。

5 地域福祉計画によって目指すもの

地域福祉計画の策定によって目指すべき地域社会は、以下のことに着目し、その実現に向けて、行政や地域住民などの地域社会を構成する全ての主体がお互いの立場を認め合い、それぞれの特性を活かし、共に協力し合いながら取り組んでいく体制を築いていくことにあります。

(1) 福祉コミュニティの形成

- これからの福祉社会のあり方は、地域住民がお互いに支え合い、助け合うといった社会連帯の考え方が基本となります。
- このような福祉社会の実現のためには、地域住民が日常生活を営む際の基盤となる地域において、そこに暮らす生活者が孤立せずに安心して生活していけるよう、個人の多様な価値を認め合いながら人と人とがつながりを持ち、地域住民が一体となって、地域福祉活動に積極的に参加する福祉コミュニティを築いていくことにあります。

(2) ノーマライゼーション社会の実現

- 地域福祉の推進の目的は、福祉サービスを必要とする人が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにすること、つまり、※ノーマライゼーションの理念の満ち溢れた地域社会の実現です。
- このような社会を実現するためには、住民一人ひとりの人権を尊重し、差別や偏見がなく、住民全てが対等な関係でいられる地域社会を築いていくことにあります。

(3) 総合的なサービス提供体制

- これまでの福祉制度の基では、福祉サービス利用者を各制度の対象として捉えてきました。このため、提供される福祉サービスについては、利用者のある側面に対する支援でしかありませんでした。
- これからの福祉サービスの提供にあたっては、利用者の状況に応じて自立生活を送る上での全般的な支援のあり方に着目し、保健、医療などとの連携、また、公的制度によるサービスと制度外のサービス(インフォーマルサービス)との組み合わせによって、多様な福祉サービスが総合的に提供されるケアマネジメントシステムを確立していくことにあります。

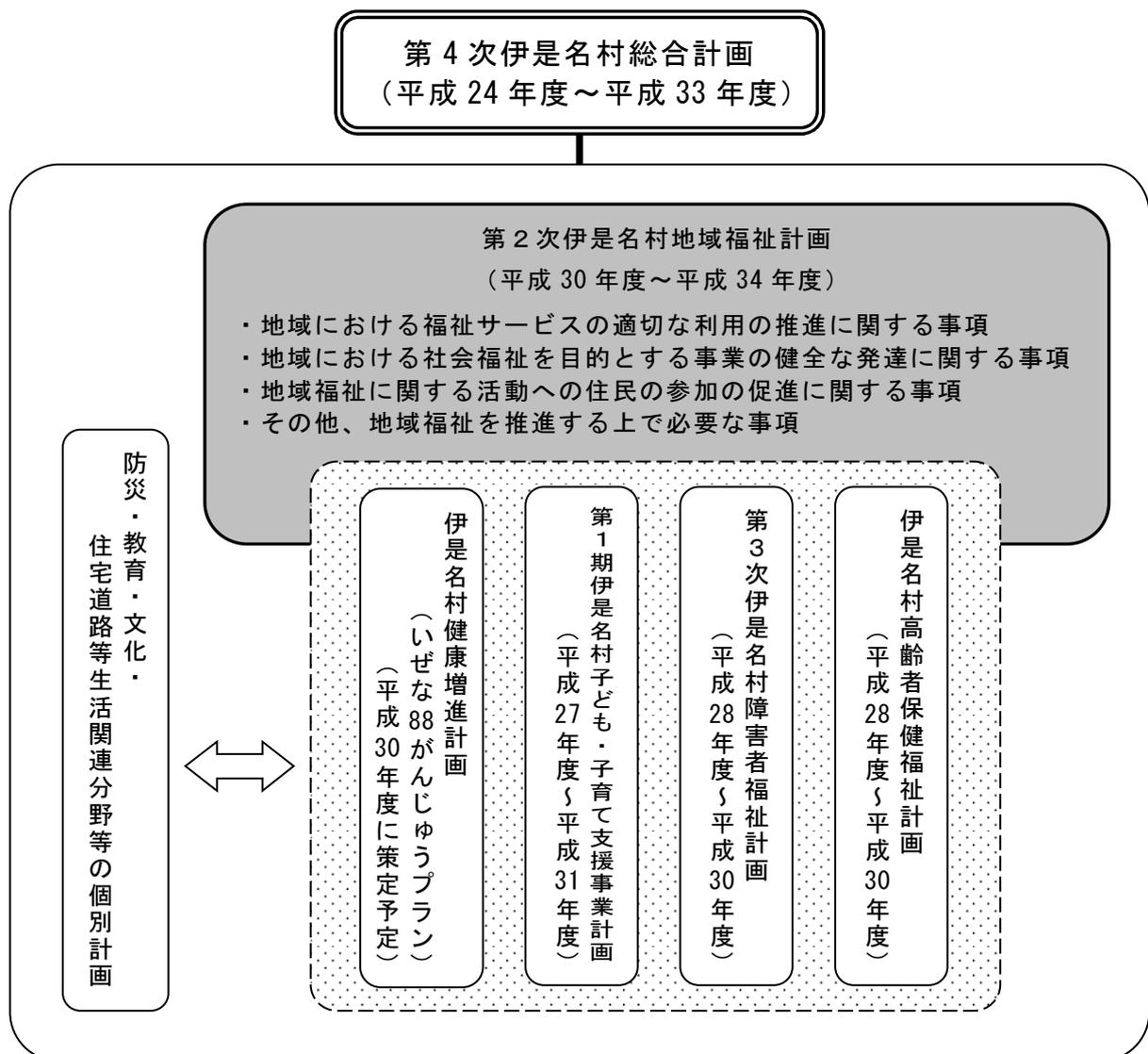
※ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で障がいのない人と同じような普通の生活が送れる条件を整え、共に暮らす社会こそノーマル(当たり前)であるとの考え方、また、そうした社会を創造していこうとする活動や施策及びその推進のための運動を意味します。

6 計画の位置付け

- 本計画は、「第4次伊是名村総合計画」を上位計画とし、地域福祉に関する事項を具体化するものと位置づけます。
- 本計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康増進などの個別計画に共通する理念・考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる基本的な事項を横断的に定める計画であり、総合計画と個別計画の中間の計画として位置づけます。
- 本計画は、防災、教育及び生活環境等の分野別の個別計画と整合性を図ります。

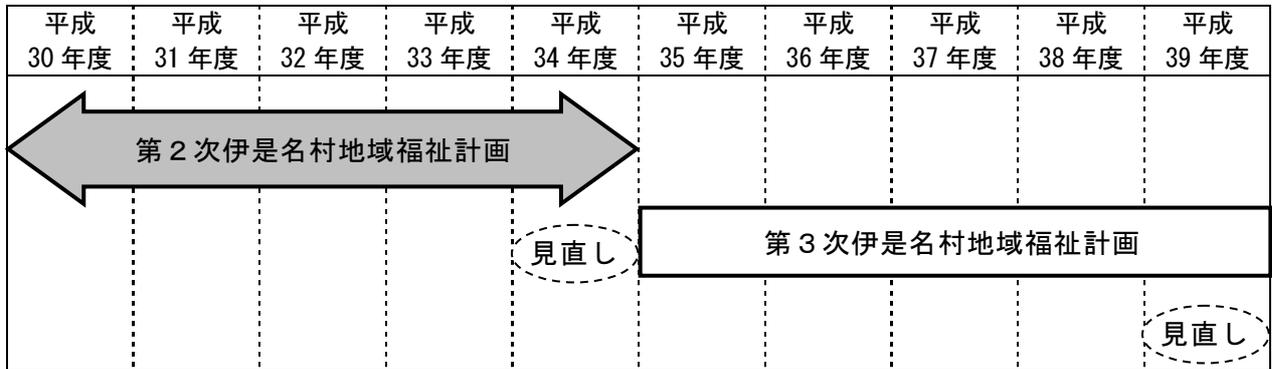
■計画の位置づけ



7 計画の期間

本計画は平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 年間を計画期間とします。また、平成 34 年度において見直しを行います。

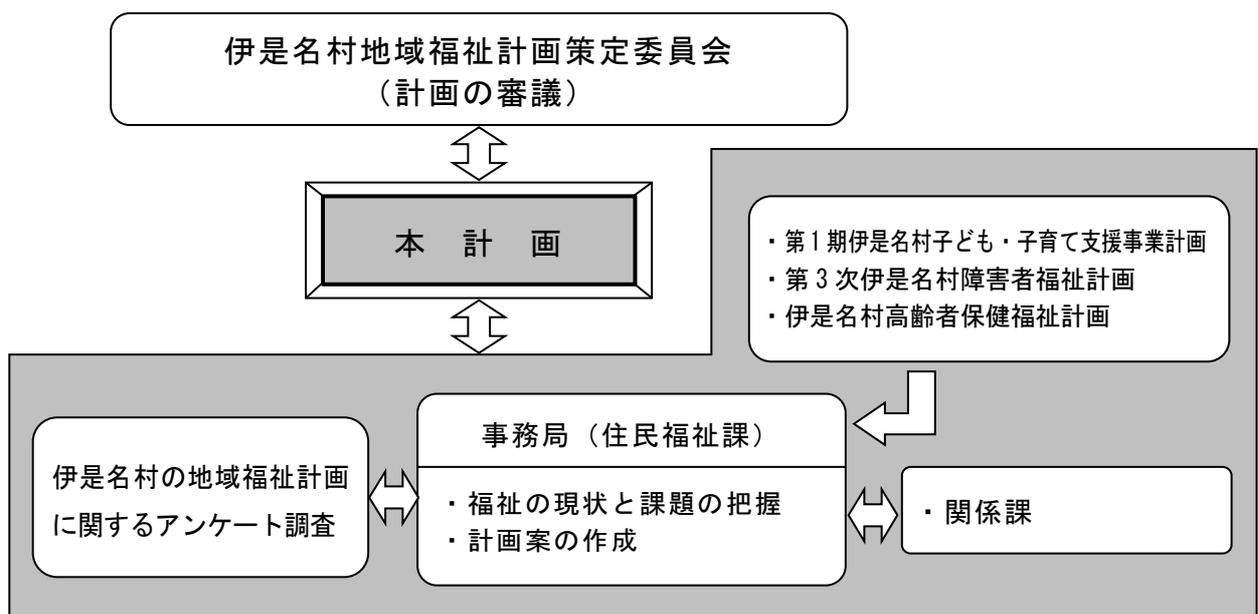
■ 計画の期間



8 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、住民に対し「伊是名村の地域福祉計画に関するアンケート調査」を実施し、地域の福祉課題や福祉に関する考え方等を把握しました。また、高齢者、障がい者、子ども・子育てなどの個別計画より共通する事項のとりまとめを行ったほか、これまでの事業の取り組み状況や評価等を行い、その上で計画案を作成しました。

また、関係機関、関係団体等の代表者や有識者及び一般公募の住民によって構成される「伊是名村地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案に対する審議を行い、委員会の意見、提言を踏まえて本計画を策定します。



第2章

計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画推進の視点

本計画を推進する視点として以下の5つの視点を踏まえるものとします。

(1) 地域の福祉力の向上

福祉は限られた人に必要とされるものではなく、加齢や心身の状態の変化、生活環境の変化などで誰でも支援を必要とする立場になる可能性があります。

全ての人が安心していきいきと暮らしていくには、福祉を自分には関係のないことと捉えるのではなく、住民一人ひとりが自らの課題として受け止め、福祉を必要とする人の課題解決に主体的にかかわることを通して地域の福祉力を高めるという視点を持ちます。

(2) 「公」と「民」のパートナーシップの構築

地域の生活課題への対応は行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員など特定の組織や個人に依存する考え方から、地域住民を地域福祉推進の担い手として位置づけ、課題への対応において住民が積極的・主体的に動き出すことが大切です。

そうした住民主体の福祉活動と行政や地域の諸関係機関・団体、事業所等が、それぞれが担うべき役割の中でパートナーシップを築き互いの長所を活かし、共に地域福祉を推進するという視点を持ちます。

(3) 共に生きる地域づくり

年齢や性、価値観の違い、障がいなどを理由に周りから疎外されたり、社会参加が妨げられることなく、人それぞれが有する能力や関心に応じて社会参加が図られ、安心して自立した生活を実現するために、誰もが地域の一員として互いに相手を認め合い支え合う、共に生きる地域づくりの視点を持ちます。

(4) 利用者本位のサービスの実現

支援を必要とする人が、多様な制度やサービスの中から適切なサービスの組み合わせを選択し、安心して利用できるよう援助することが大切です。

また、サービス提供においては、利用者のプライバシーの保護や権利擁護を重視するほか、利用者への言葉使いや接し方などにおいて、個人の尊厳に配慮した対応を行うなど、利用者本位のサービスを実現するという視点を持ちます。

(5) 自立への意欲を高める援助

自らの生活課題を解決するには「自助」を基本としながら、個人や家庭の力で解決できない課題については、公的サービスによる支援や地域の支えが必要となります。しかし、支援を受けながらも可能な限り自立した生活が送れるように、持てる力や自立への意欲を引き出すための援助を重視する視点を持ちます。

2 計画の基本理念

本村のむらづくりの基本的な指針である「第4次伊是名村総合計画」では、「歴史と自然、人が共生する伊是名村」を将来像を表すキャッチフレーズとし、本村の歴史性、自然性、人間性に鑑み、この三つが一体となって共生する活気に満ち、人に優しく、文化の香り高いシマ社会の形成を目指しています。そのためには、住民と行政が一体となった活力ある協働のむらづくりを進めるとしています。また、住み慣れた地域で安心して毎日を笑顔で暮らすことのできる「人にやさしく、健やかに暮らせるむらづくり」、地域住民が安定した生活を過ごせるよう、住民と行政がそれぞれの役割を補完しあいながら「結いの心で支える協働のむらづくり」を基本目標としています。

本計画においても、総合計画の基本的な考え方をベースにするとともに、計画推進の視点に立ち、誰もが自分らしく、心豊かに暮らしていけるよう、みんなが福祉の担い手となると同時に、受け手として「お互い様」の関係を築き、共に住み良いむらづくりに取り組むものとし、本計画の理念を表すキャッチフレーズとして「ささえあい、たたえあい、ユイの心を育むしま・伊是名村」を掲げます。

**ささえあい、
たたえあい、
ユイの心を育むしま・伊是名村**

3 計画の基本目標

(1) 共に生き・支え合うしまづくり

地域福祉を推進する上で大切なのは、地域社会において年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無を問わず、互いに認め合い、思いやる気持ちを持ち、困った時に支え合うことが自然にできることです。そうした意識や行動が住民一人ひとりに定着するよう福祉意識の高揚を図るとともに、豊かなコミュニティを形成するために、人と人がふれあえる取り組みを推進します。

また、複雑・多様化する地域の生活課題への対応は、行政を中心とした公的サービスの提供だけでは解決が困難な状況が生じています。これからは地域住民も地域の福祉課題を知り、課題解決に主体的に関わっていくことが求められています。

そのため、地域福祉への住民参加の仕組みづくりなど、住民が主体となった福祉活動の推進を図ります。

(2) 自立した暮らしを支えるしまづくり

誰もが尊厳を持ち、その人らしく自立した生活を送れることが福祉の目指すところであり、支援を必要とする人に適切な支援が届くことが重要となります。そのためには、福祉の支援を必要とする人が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、自らサービスを選択できるような保健福祉等の情報提供の充実を図ります。また、適切な支援が受けられるよう、利用者本位のサービス提供体制を構築するほか、権利擁護の充実に取り組みます。

さらに、健康は生活の基盤となることから、生涯にわたって健康でいきいきと自分らしく生きていけるように、各ライフステージの健康課題に対応した健康づくりを推進します。

(3) 安心・安全な人にやさしいしまづくり

住民の社会参加の促進と快適な暮らしを実現するために、誰もが利用しやすいように道路や建物、公園等の生活環境のバリアフリーの推進及び住環境の向上を進めます。

また、災害や犯罪から住民を守り、安心して暮らしていけるよう地域と連携した防災対策、防犯対策の充実を図ります。

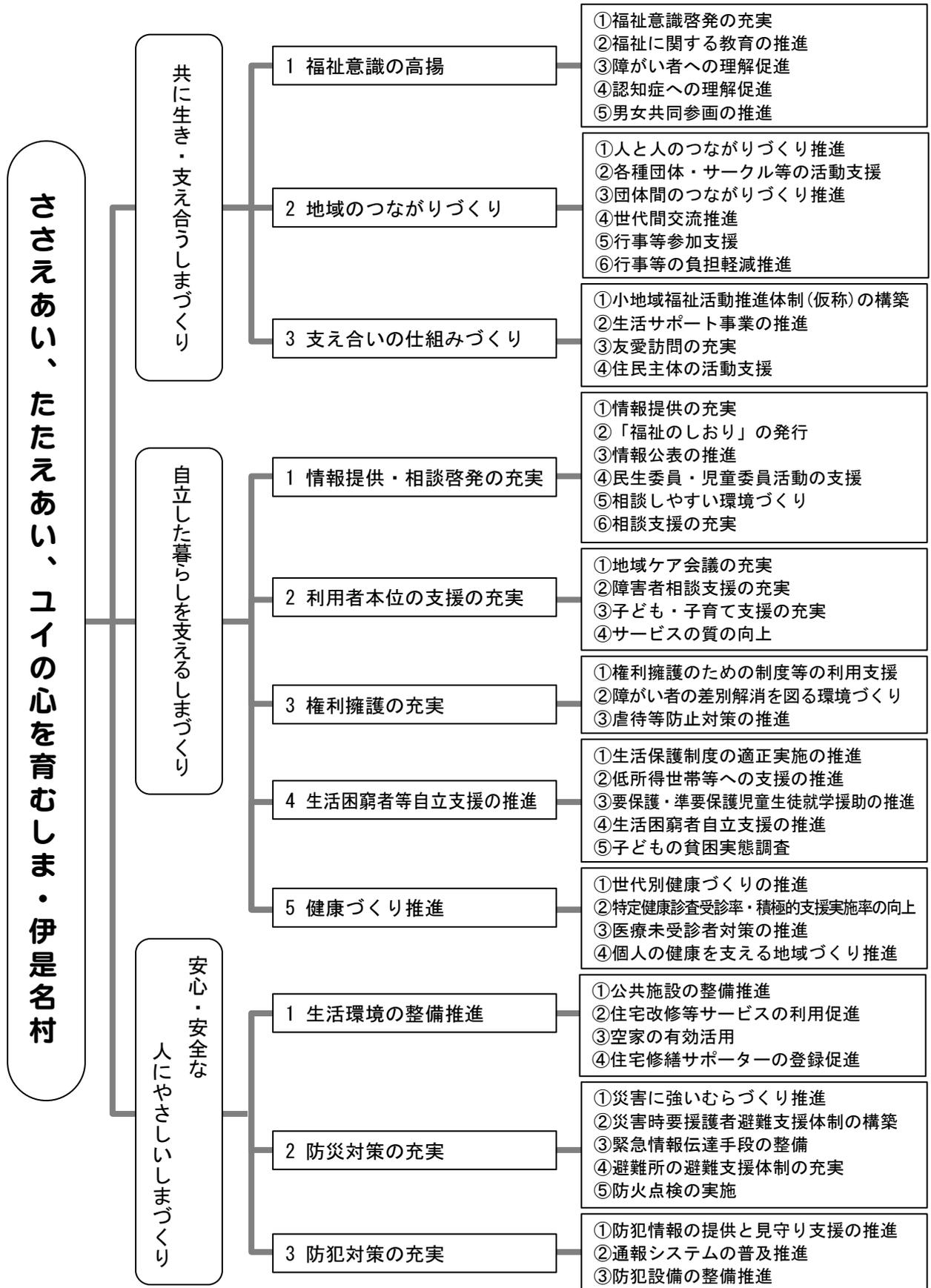
4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

[事業]



第3章

伊是名村の概況

第3章 伊是名村の概況

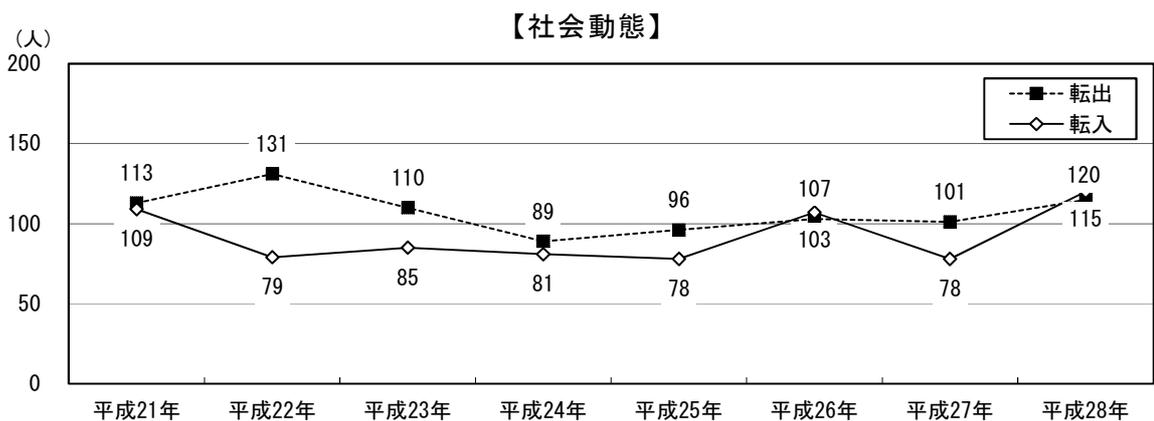
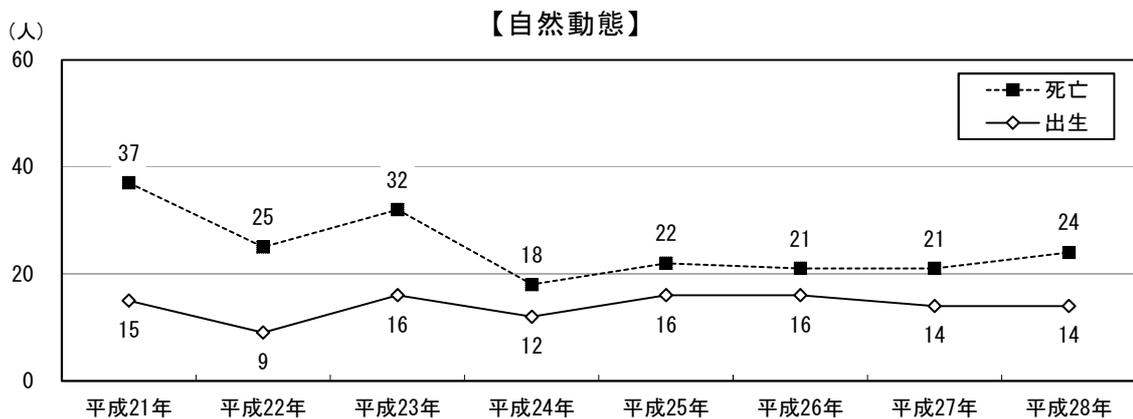
1 地域の動向

(1) 人口動態

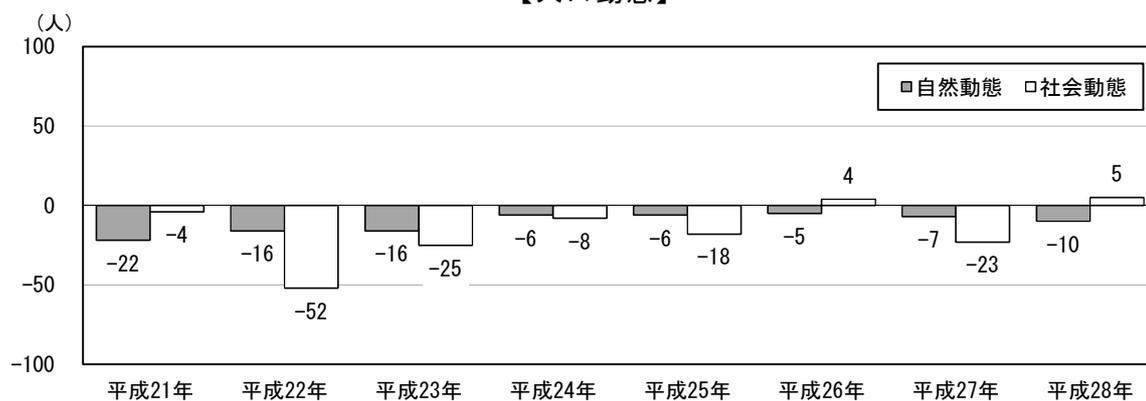
本村の人口動態をみると、「自然動態」では、毎年死亡が出生を上回っており、平成21年から平成28年の8年間で、「自然動態」による人口減数は88人となります。

「社会動態」では、平成26年と平成28年に転入が転出より、やや多くなりますが、それ以外の年では、転出が転入を上回っています。また、平成21年から平成28年の8年間で、「社会動態」による人口減数は121人となります。

なお、この8年間の県外の転入者数と転出者数はほぼ同程度となっていますが、県外からの転入者の中には仕事などで、短期間居住する者が多いことが推測されます。



【人口動態】



年度	自然動態			社会動態									総増減数
	出生	死亡	増減	転入				転出				増減	
				県外	県内	その他	計	県外	県内	その他	計		
平成 21 年	15	37	△22	17	86	6	109	32	79	2	113	△ 4	△ 26
平成 22 年	9	25	△16	12	59	8	79	20	111	0	131	△52	△ 68
平成 23 年	16	32	△16	8	65	12	85	6	96	8	110	△25	△ 41
平成 24 年	12	18	△ 6	20	52	9	81	20	69	0	89	△ 8	△ 14
平成 25 年	16	22	△ 6	18	54	6	78	19	72	5	96	△18	△ 24
平成 26 年	16	21	△ 5	20	83	4	107	15	84	4	103	4	△ 1
平成 27 年	14	21	△ 7	15	59	4	78	16	81	4	101	△23	△ 30
平成 28 年	14	24	△10	36	70	14	120	16	95	4	115	5	△ 5
合計	112	200	△88	146	528	63	737	144	687	27	858	△121	△209

資料：沖縄県企画部統課「沖縄県の推計人口」（各年1月～12月まで）

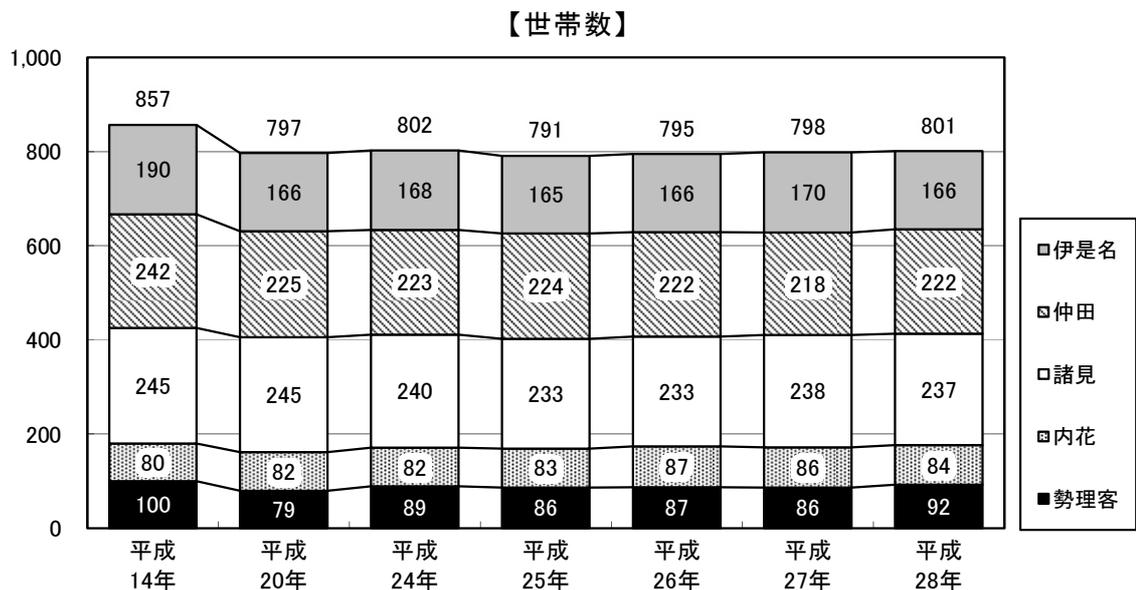
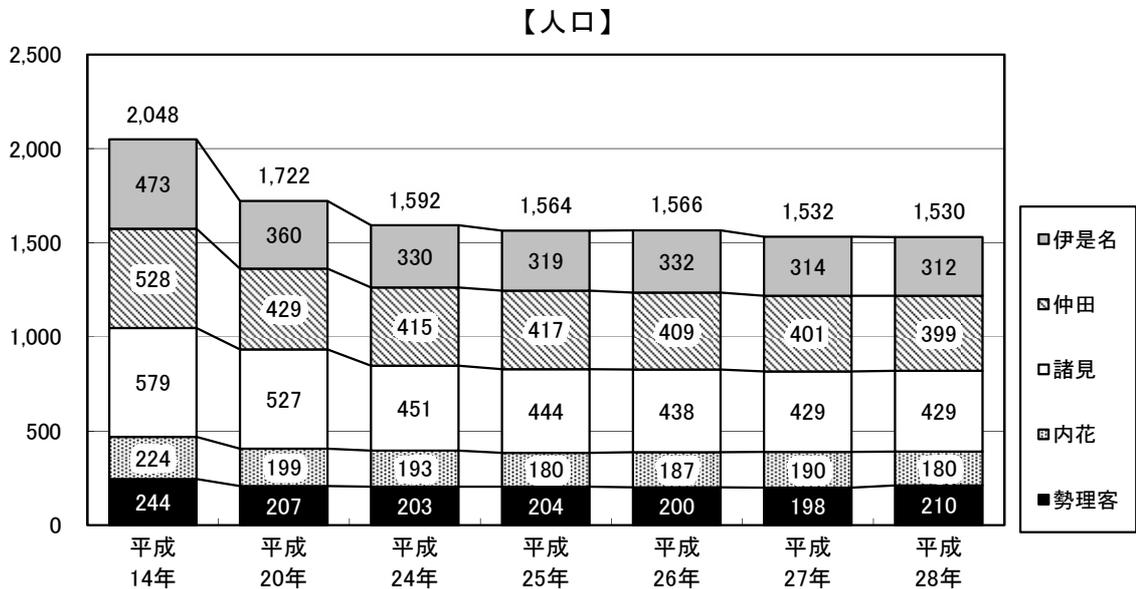
(2) 人口と世帯数

本村の総人口は減少傾向にあり、平成14年の2,048人から、平成28年では1,530人とこの14年間で518人の減となります。但し、少なくとも平成24年以降は1,500人台で推移しており、減少率は鈍化しています。

一方、総世帯数は、平成14年の857世帯に対し、平成28年は801世帯と56世帯の減少にとどまっており、ここ10年間ほどは800世帯前後で推移しています。

行政区別の人口をみると、「諸見区」が最も多く、次に「仲田区」で、「内花区」が最も少なくなります。また、「伊是名区」、「仲田区」、「内花区」は徐々に減少する傾向にあります。また、「内花区」と「勢理客区」は増減をくり返しながら推移しています。

行政区別の世帯数については、各区とも平成24年以降はほぼ横ばいで推移しています。



【人口・世帯数】

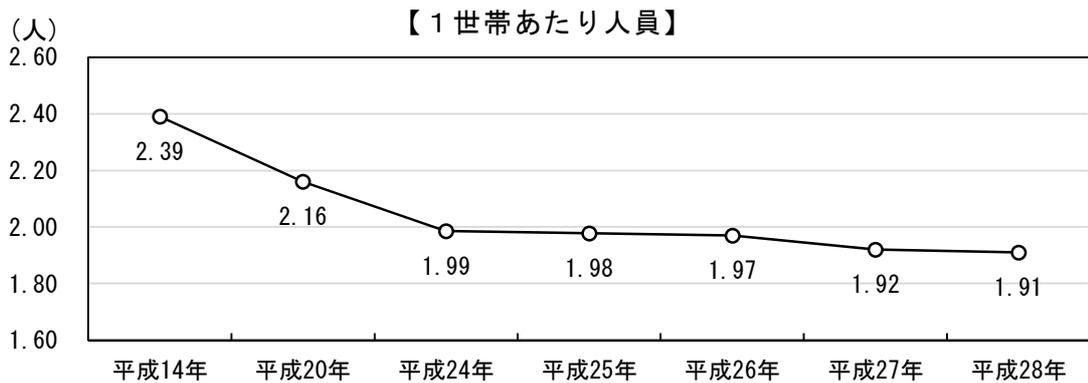
		平成 14年	平成 20年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	増減 H14～H28
人口	総人口	2,048	1,722	1,592	1,564	1,566	1,532	1,530	△518
	伊是名	473	360	330	319	332	314	312	△161
	仲田	528	429	415	417	409	401	399	△129
	諸見	579	527	451	444	438	429	429	△150
	内花	224	199	193	180	187	190	180	△44
	勢理客	244	207	203	204	200	198	210	△34
世帯数	総世帯数	857	797	802	791	795	798	801	△56
	伊是名	190	166	168	165	166	170	166	△24
	仲田	242	225	223	224	222	218	222	△20
	諸見	245	245	240	233	233	238	237	△8
	内花	80	82	82	83	87	86	84	4
	勢理客	100	79	89	86	87	86	92	△8

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

（3）1世帯あたり人員

総人口の減少に伴い、1世帯あたり人員も徐々に減少する傾向にあります。1世帯あたり人員は平成14年の2.39人に対し、平成28年では1.91人とこの14年間で0.48人の減少となっています。

1世帯あたり人員を行政区別にみると、「勢理客区」が2.28人と最も多く、「仲田区」が1.80人と最も少なくなります。



	平成14年	平成20年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総人口	2.39	2.16	1.99	1.98	1.97	1.92	1.91
伊是名	2.49	2.17	1.96	1.93	2.00	1.85	1.88
仲田	2.18	1.91	1.86	1.86	1.84	1.84	1.80
諸見	2.36	2.15	1.88	1.91	1.88	1.80	1.81
内花	2.80	2.43	2.35	2.17	2.15	2.21	2.14
勢理客	2.44	2.62	2.28	2.37	2.30	2.30	2.28

資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

1世帯あたり人員＝人口／世帯数

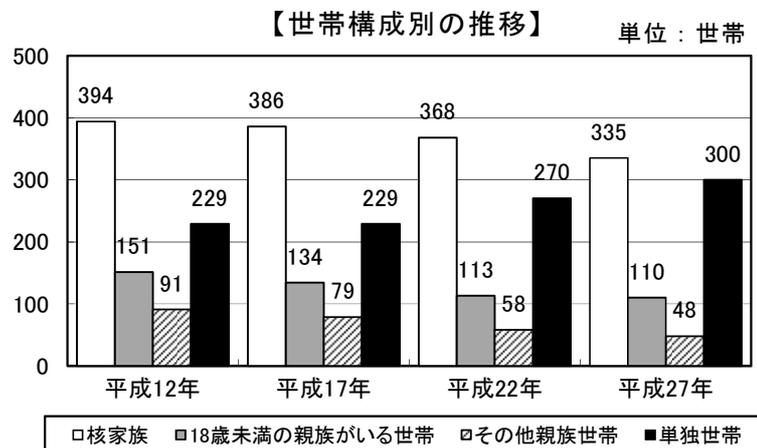
(4) 世帯構成

国勢調査から本村の世帯構成の推移をみると、一般総世帯数は平成 17 年以降 690 世帯前後で推移しています。

家族と同居している「親族世帯」は、平成 12 年以降減少傾向にあり、「親族世帯」における「核家族世帯」も減少傾向にあります。また、「単独世帯」は増加傾向にあります。

「核家族世帯」のうち「夫婦のみ世帯」は増減しながら推移していますが、平成 12 年の 139 世帯に対し、平成 27 年は 120 世帯に減少しています。また、「夫婦と子ども世帯」は減少傾向にあり、「ひとり親と子ども世帯」は増減をくり返しながらも増加する傾向にあります。

平成 27 年の世帯構成別の割合を沖縄県と比較すると、「核家族世帯」は沖縄県とほぼ同程度ですが、「夫婦と子ども世帯」及び「18 歳未満の親族がいる世帯」の割合は沖縄県が高く、「夫婦のみ世帯」と「単独世帯」の割合は本村が高くなります。



【世帯構成の推移】

単位：世帯、%

	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		平成 27 年	
	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	世帯数	%	沖縄県	%
一般世帯総数	715	—	698	—	698	—	688	—	559,215	—
A. 親族世帯	485	67.8	465	66.6	426	61.0	383	55.7	369,332	66.0
1. 核家族世帯	394	81.2	386	83.0	368	86.4	335	87.5	327,514	88.7
1) 夫婦のみ	139	35.3	133	34.5	141	38.3	120	35.8	86,079	26.3
2) 夫婦と子ども	186	47.2	173	44.8	149	40.5	135	40.3	170,639	52.1
a) 18歳未満の親族がいる世帯	134	72.0	114	65.9	97	65.1	91	67.4	108,902	63.8
3) ひとり親と子ども	69	17.5	80	20.7	78	21.2	80	23.9	70,796	21.6
b) 18歳未満の親族がいる世帯	17	24.6	20	25.0	16	20.5	19	23.8	24,704	34.9
2. その他親族世帯	91	18.8	79	17.0	58	13.6	48	12.5	41,818	11.3
B. 非親族世帯	1	0.1	4	0.6	2	0.3	5	0.7	7,285	1.3
C. 単独世帯	229	32.0	229	32.8	270	38.7	300	43.6	180,974	32.4

資料：国勢調査

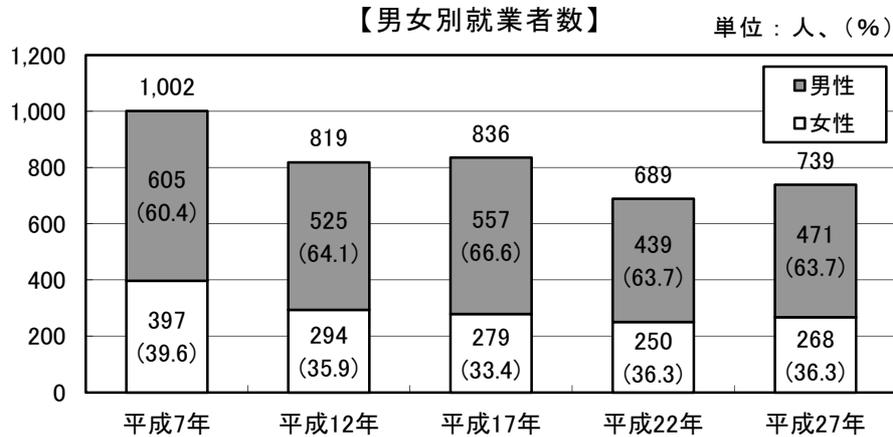
% (構成比) : A. ~C. は一般世帯総数に対する割合、1. ~2. は親族世帯に対する割合

1) ~3) は核家族世帯に対する割合

a) は夫婦と子ども世帯に対する割合、b) はひとり親と子ども世帯に対する割合

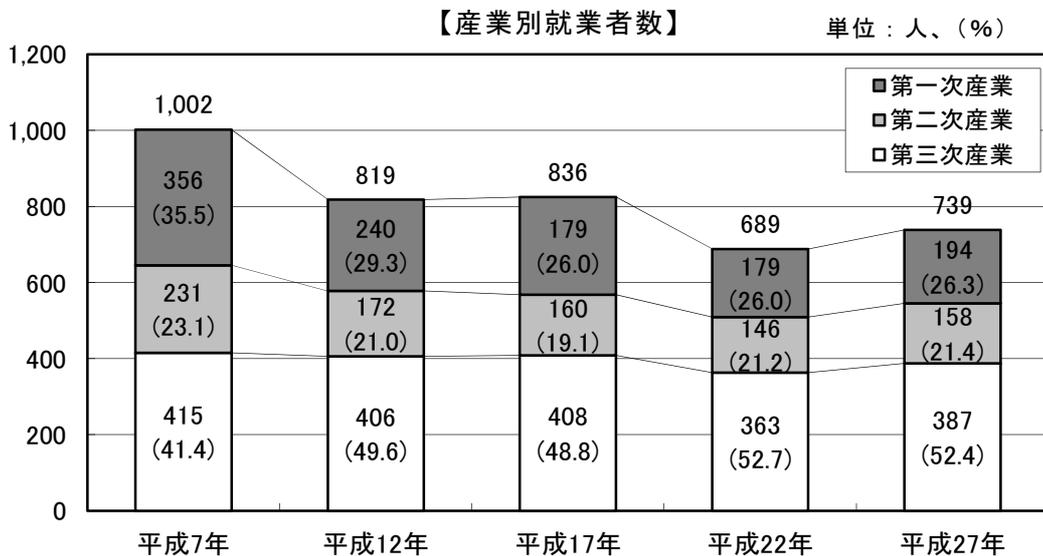
(5) 就労状況

国勢調査から本村の就業者数の推移をみると、増減をくり返しながらも減少する傾向にあります。全就業者数に占める男女の割合は、男性が60%台、女性が30%台で推移しています。



資料：国勢調査

産業別に就業者数の構成比の推移をみると、各年で「第三次産業」が最も高く、かつ上昇傾向にあり、平成22年以降では50%余りとなります。次に「第一次産業」の構成比が高くなりますが、平成17年以降は26%台で推移しています。また、「第二次産業」は平成12年以降20%前後とほぼ横ばいで推移しています。



資料：国勢調査

産業別業種別の就業者数をみると、「第一次産業」では、農業が全体の80%以上を占めますが、平成22年まで減少傾向にありました。しかし、平成27年ではわずかに増えています。「第二次産業」では、平成17年まで建設業が大半を占めていましたが、その後減少し、平成27年では平成7年の半数以下となります。一方、製造業が平成22年から増加し、平成27年では平成7年の約1.8倍の就業者数となります。「第三次産業」では、サービス業が最も多く、次に卸売・小売・飲食業、公務、運輸・通信業となります。

業種別に男女別の就業者数の推移をみると、農業では男女とも減少傾向にあり、特に女性は平成12年に大きく減少し、平成22年以降では大半が男性となります。また、建設業と製造業でも男性が多い状況ですが、建設業では男性が減少傾向にあり、製造業では女性が増えてきています。サービス業では常に女性が男性より多く、平成22年には男性の就業者が大きく減少し、平成27年には女性の割合が62.1%を占めます。卸売・小売・飲食業についても、常に女性が多くなっていますが、逆に、公務では常に男性が多くなります。

【男女別産業別就業者数】

単位：人

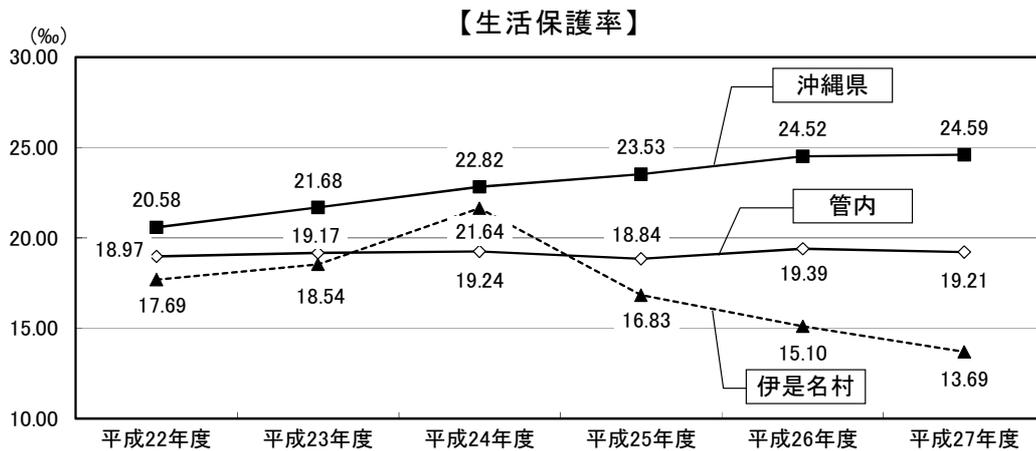
	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	男性	女性								
総数	605	397	525	294	557	279	439	250	471	268
第一次産業	195	161	175	65	194	63	151	28	158	36
農業	173	160	150	64	145	56	122	26	126	33
林業	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
漁業	22	1	25	1	48	7	29	2	32	3
第二次産業	208	23	151	21	144	16	121	25	135	23
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	178	17	125	15	126	9	88	6	86	8
製造業	30	6	26	6	18	7	33	19	49	15
第三次産業	202	213	198	208	209	199	166	197	178	209
電気・ガス・熱供給・水道	8	0	7	1	2	2	2	1	2	1
運輸・通信業	31	1	30	5	23	6	24	7	23	5
情報通信業	—	—	—	—	0	1	0	1	0	0
運輸業	—	—	—	—	23	5	24	6	23	5
卸売・小売・飲食業	31	75	29	63	29	71	26	64	22	53
卸売・小売業	—	—	—	—	19	40	15	35	12	26
飲食、宿泊業	—	—	—	—	10	31	11	29	10	27
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	0	0	3	1	1	1
サービス業	83	107	80	107	103	108	69	103	80	118
医療・福祉	—	—	—	—	9	56	13	60	17	66
教育・学習支援業	—	—	—	—	14	20	17	19	17	22
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	1	0	1	0
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	5	4	3	4
複合サービス業	—	—	—	—	46	15	21	16	21	21
サービス業(他に分類されない)	—	—	—	—	34	17	12	4	21	5
公務	49	30	52	32	52	12	42	21	50	31
分類不能	0	0	1	0	10	1	1	0	0	0
計	1,002		819		836		689		739	

資料：国勢調査

(6) 生活保護率

生活保護率は、平成 24 年度の 21.64% (パーミル) をピークに、その後低下する傾向にあり、平成 27 年度では 13.69% となります。

また、平成 24 年度以外では、沖縄県及び北部管内の生活保護率より低くなっています。



	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	
人口	1,639	1,564	1,525	1,545	1,457	1,534	
被保護世帯	27	27	28	22	18	16	
被保護人員	29	29	33	26	22	21	
保護率 (%)	17.69	18.54	21.64	16.83	15.10	13.69	
保護率	管内	18.97	19.17	19.24	18.84	19.39	19.21
	沖縄県	20.58	21.68	22.82	23.53	24.52	24.59

資料：沖縄県北部福祉保健所「福祉保健所活動概況」より。

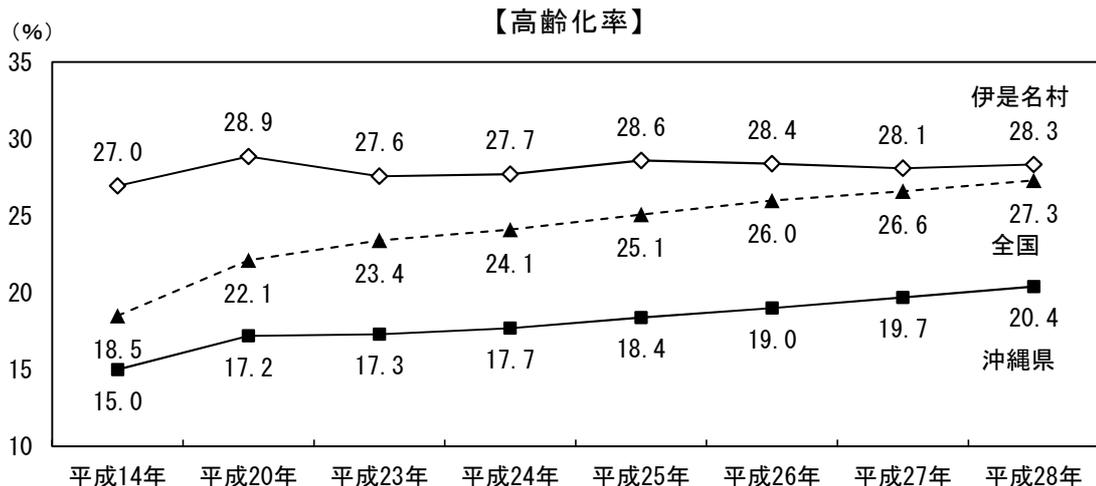
※保護率は人口 1,000 人に対する割合 (%)

※管内の保護率は名護市を除く 8 町村の平均

2 高齢者の概況

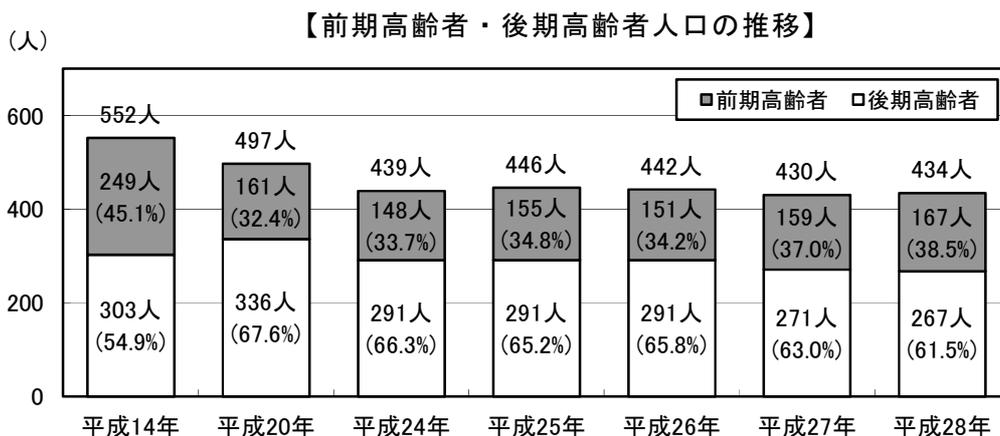
(1) 高齢化率の推移

本村の高齢化率は、平成25年以降28%台で推移していますが、やや低下する傾向にあります。また、毎年全国、沖縄県より高い率となっていますが、全国、沖縄県の高齢化率は年々高くなってきており、本村との差は徐々に縮まる傾向にあります。



資料：伊是名村は住民基本台帳より（各年9月末現在）
 全国、沖縄県は総務省統計局「人口統計」より（各年9月末現在）

前・後期高齢者人口の構成比の推移をみると、平成20年では前・後期高齢者比は、およそ3:7となっています。しかし、その後前期高齢者の構成比が高くなる傾向にあり、平成28年の前・後期高齢者比は、およそ4:6となります。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

(2) 高齢者のいる世帯構成

高齢者のいる世帯数は、概ね 300 世帯前後で推移しており、平成 25 年までは減少傾向にありましたが、平成 26 年以降は増加する傾向にあります。

世帯構成別にみると、「高齢者単身世帯」が毎年最も多く、かつ増加する傾向にあり、平成 19 年の 141 世帯に対し、平成 28 年では 180 世帯となります。

「高齢者のみの世帯」は、平成 26 年まで減少する傾向にあり、平成 26 年では 35 世帯となりましたが、平成 27 年と平成 28 年では 60 世帯近くに増えています。

「その他高齢者のいる世帯」については、平成 25 年が 69 世帯と最も少なく、平成 26 年以降は 80 世帯台で推移しています。

【高齢者のいる世帯構成】

単位：世帯、%

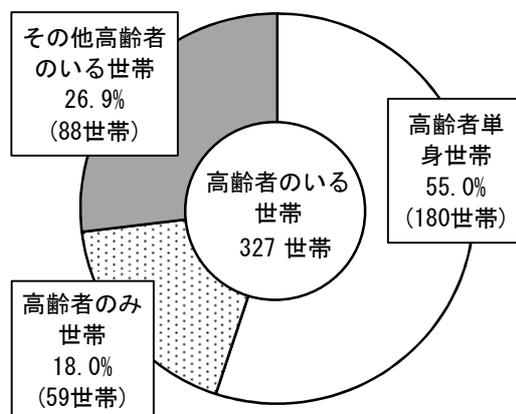
		平成19年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
世帯数	総世帯	800	791	802	791	795	798	801
	高齢者のいる世帯	323	315	327	282	295	304	327
	高齢者単身世帯	141	150	163	171	176	162	180
	高齢者のみの世帯	107	66	65	42	35	58	59
	その他高齢者のいる世帯	75	99	99	69	84	84	88
構成比	*高齢者のいる世帯	40.4	39.8	40.8	35.7	37.1	38.1	40.8
	高齢者単身世帯	43.7	47.6	49.8	60.6	59.7	53.3	55.0
	高齢者のみの世帯	33.1	21.0	19.9	14.9	11.9	19.1	18.0
	その他高齢者のいる世帯	23.2	31.4	30.3	24.5	28.5	27.6	26.9

資料：沖縄県福祉関係基礎資料(各年9月末現在)

※高齢者のいる世帯：65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯

※構成比は高齢者のいる世帯に対する割合

【高齢者のいる世帯構成（平成28年）】



(3) 介護保険

① 認定者

介護保険の認定者数は、平成 25 年が 128 人で、その後減少傾向にあり、平成 28 年では 102 人となります。また、認定者のほとんどが 75 歳以上の後期高齢者です。

【要支援・要介護認定者数】

単位：人

	平成19年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
第1号被保険者	127	113	118	124	124	112	102
65歳以上75歳未満	6	2	7	6	4	10	7
75歳以上	121	111	111	118	120	102	95
第2号被保険者	2	3	2	4	2	1	0
総数	129	116	120	128	126	113	102

資料：介護保険事業状況報告(各年10月現在)

介護度別の認定者数をみると、要支援1と2を合わせた人数は平成25年の42人をピークに、その後減少傾向にあり、平成26年では16人となります。

要介護1から5までを合わせた人数は、80人台から90人台で推移しており、大きな変動はありません。介護度別では、平成24年度以降要介護3が最も多くなります。

第1号被保険者(65歳以上)の認定率(全高齢者に占める認定者の割合)は、平成25年以降徐々に高くなる傾向にあり、平成28年では27.6%となります。また、要介護認定者に占める要介護4以上の重度者の割合は、平成26年と平成28年が37.2%と高くなります。

【要支援・要介護認定者】

単位：人、%

	平成19年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援1	19 (55.9)	20 (57.1)	20 (58.8)	22 (52.4)	17 (53.1)	7 (38.9)	5 (31.3)
要支援2	15 (44.1)	15 (42.9)	14 (41.2)	20 (47.6)	15 (46.9)	11 (61.1)	11 (68.8)
小計	34 (26.4)	35 (30.2)	34 (28.3)	42 (32.8)	32 (25.4)	18 (15.9)	16 (15.7)
要介護1	19 (20.0)	20 (24.7)	21 (24.4)	19 (22.1)	18 (19.1)	25 (26.3)	9 (10.5)
要介護2	18 (18.9)	10 (12.3)	13 (15.1)	18 (20.9)	18 (19.1)	14 (14.7)	19 (22.1)
要介護3	25 (26.3)	21 (25.9)	25 (29.1)	20 (23.3)	23 (24.5)	22 (23.2)	26 (30.2)
要介護4	15 (15.8)	22 (27.2)	19 (22.1)	16 (18.6)	22 (23.4)	20 (21.1)	21 (24.4)
要介護5	18 (18.9)	8 (9.9)	8 (9.3)	13 (15.1)	13 (13.8)	14 (14.7)	11 (12.8)
小計	95 (73.6)	81 (69.8)	86 (71.7)	86 (67.2)	94 (74.6)	95 (84.1)	86 (84.3)
総数	129	116	120	128	126	113	102
第1号被保険者の認定率	25.1	24.5	22.9	25.1	25.7	26.6	27.6
要介護認定者に占める 要介護4、5の割合	34.7	37.0	31.4	33.7	37.2	35.8	37.2

資料：沖縄県介護保険広域連合(各年10月分報告、2号被保険者も含む)

※小計の()内の構成比は「総数」に対する割合、介護度別の()内の構成比は各小計に対する割合。

※第1号被保険者の認定率＝第1号被保険者認定者数/第1号被保険者総数

②居宅介護（介護予防）サービス受給者数

居宅介護（介護予防）サービス受給者数は、平成24年から平成26年の間は60人台で推移していましたが、平成27年以降は減少し、40人程度となります。

【居宅介護（介護予防）サービス受給者数】

単位：人

	平成19年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
要支援1	11	6	13	13	12	6	1
要支援2	8	14	12	14	15	8	7
小計	19	20	25	27	27	14	8
要介護1	12	14	20	16	13	12	7
要介護2	9	6	5	8	7	7	12
要介護3	7	4	9	5	9	5	6
要介護4	6	4	5	4	7	4	5
要介護5	0	1	1	4	2	3	3
小計	34	29	40	37	38	31	33
計	53	49	65	64	65	45	41

資料：介護保険事業状況報告（各年10月分報告）

③施設サービス受給者数

施設サービス受給者数は、概ね40人台とほぼ横ばいで推移しています。中でも介護老人福祉施設の利用者が最も多くなります。

【施設サービス受給者数（施設別）】

単位：人

	平成19年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
総数	46	40	44	45	46	39	44
介護老人福祉施設	36	34	34	32	33	27	35
介護老人保険施設	6	4	9	11	12	10	8
介護療養型医療施設	4	2	1	2	1	2	1

資料：介護保険事業状況報告（各年10月現在）

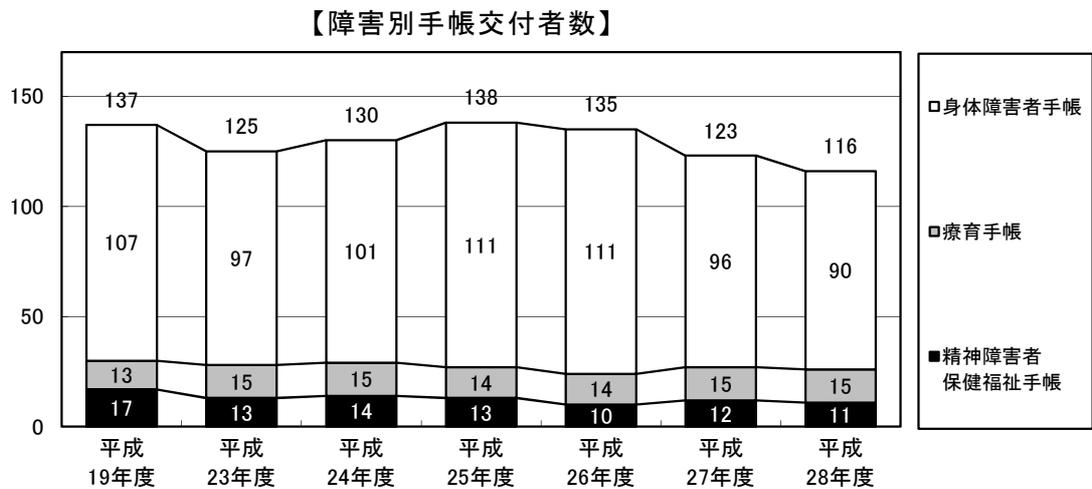
3 障がい者の概況

(1) 障害者手帳交付者数

障害者手帳の交付者数は、平成 25 年度の 138 人をピークにその後減少し、平成 28 年度では 116 人となります。

手帳交付者の内訳をみると、「身体障害者手帳」の交付者が最も多く、毎年度障がい者全体の 8 割前後を占めますが、平成 27 年度から減少する傾向がうかがえます。

一方、「療育手帳」の交付者は、平成 23 年度以降 14 人～15 人と横ばいで推移し、「精神障害者保健福祉手帳」の交付者も、平成 23 年度以降 10 人～14 人で推移しています。



【障がい別手帳交付数】

単位：人、%

		平成 19 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
総数		137	125	130	138	135	123	116
構成比	身体障害者手帳	107	97	101	111	111	96	90
	療育手帳	13	15	15	14	14	15	15
	精神障害者保健福祉手帳	17	13	14	13	10	12	11
		78.1	77.6	77.7	80.4	82.2	78.0	77.6
	9.5	12.0	11.5	10.1	10.4	12.2	12.9	
	12.4	10.4	10.8	9.4	7.4	9.8	9.5	

資料：村住民福祉課(各年度末現在)

※手帳重複所持者も手帳の種類別にそれぞれカウントする。

(2) 精神疾患の状況

精神通院医療費の支給状況から、精神疾患の内訳をみると、「統合失調症圏の障害」が多く、そのほかでは、「脳器質性精神障害」、「中毒性精神障害」、「気分（感情）障害」、「てんかん」があります。

【精神疾患の状況】

単位：人

病 類		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
脳器質性 精神障害	アルツハイマー型認知症	1	2	2
	その他器質性精神障害	1	0	0
中毒性精神障害		2	2	2
統合失調症圏の障害		6	4	6
気分(感情)障害		2	2	3
てんかん		2	2	2
合 計		14	12	15

資料：北部福祉保健所活動概況（各年度末現在）

(3) 障がいの程度

① 身体障がいの等級

身体障がいの等級（数値が小さいほど重度）は、「1級」と「3級」、「4級」が各20人台と高くなります。また、「1級」と「2級」を合わせた重度者が34.1%、「3級」と「4級」を合わせた中度者が51.7%、「5級」と「6級」を合わせた軽度者が14.3%となります。

【身体障がいの程度】

単位：人、%

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	0	1	1	0	1	1	4
聴覚障害・平衡機能障害	0	4	1	5	0	9	19
音声・言語・そしゃく機能障害	0	0	1	0			1
肢体不自由(上肢・下肢・四肢)	7	4	3	14	2	0	30
内部機能障害	15	0	18	4			37
合 計	22	9	24	23	3	10	91
構成比	24.2	9.9	26.4	25.3	3.3	11.0	100.0

資料：村住民福祉課（平成 29 年 3 月末現在）

②知的障がいの判定

知的障がいの判定は、平成26年度までは、「B2（軽度）」が最も多く、平成27年度と平成28年度では「B2（軽度）」と「B1（中度）」がともに5人となります。「A2（重度）」は毎年度3人で推移し、「A1（最重度）」は平成26年度までは1人、平成27年度以降は2人となります。

【知的障がいの程度】

単位：人

程 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A1	1	1	1	2	2
A2	3	3	3	3	3
B1	3	3	3	5	5
B2	8	7	7	5	5
合 計	15	14	14	15	15

資料：村住民福祉課（各年度末現在）

③精神障がいの等級

精神障がいの等級は、「2級」が5人～6人、「1級」が4人～7人で推移し、「3級」が毎年度1人となります。

【精神障がい者の等級】

単位：人

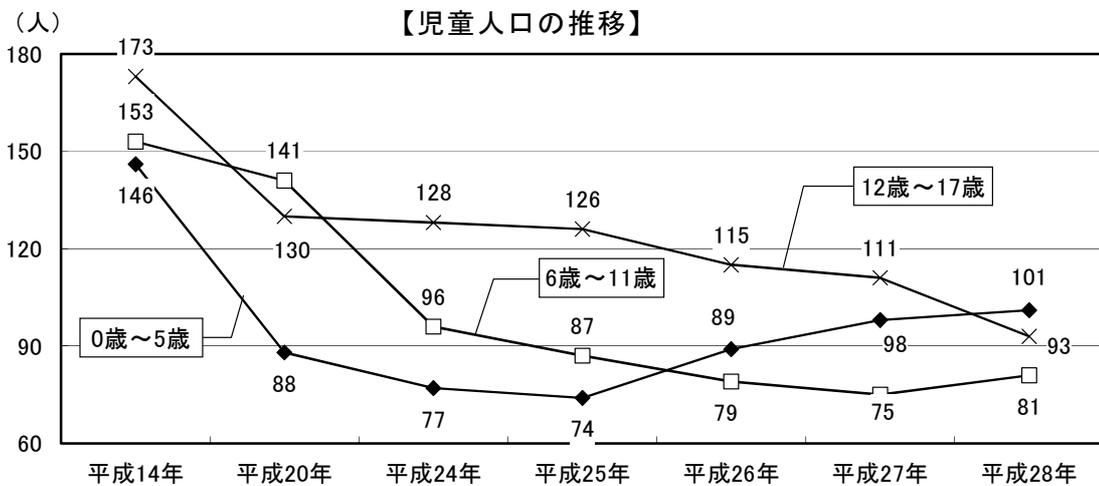
等 級	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	7	6	4	5	4
2級	6	6	5	6	6
3級	1	1	1	1	1
合計	14	13	10	12	11

資料：村住民福祉課（各年度末現在）

4 子どもの状況

(1) 児童人口

0歳から17歳までの児童人口は、減少傾向にあるものの、減少率は鈍化してきています。児童人口を「0歳～5歳」、「6歳～11歳」、「12歳～17歳」の3区分で見ると、「0歳～5歳」人口は、平成25年まで減少傾向にありましたが、平成26年以降は増加傾向にあります。また、「6歳～11歳」人口も、平成27年まで減少傾向にあったのが、平成28年では前年より増加しています。一方、「12歳～17歳」人口は毎年減少し、平成14年度の173人に対し、平成28年では93人となります。



【児童人口】

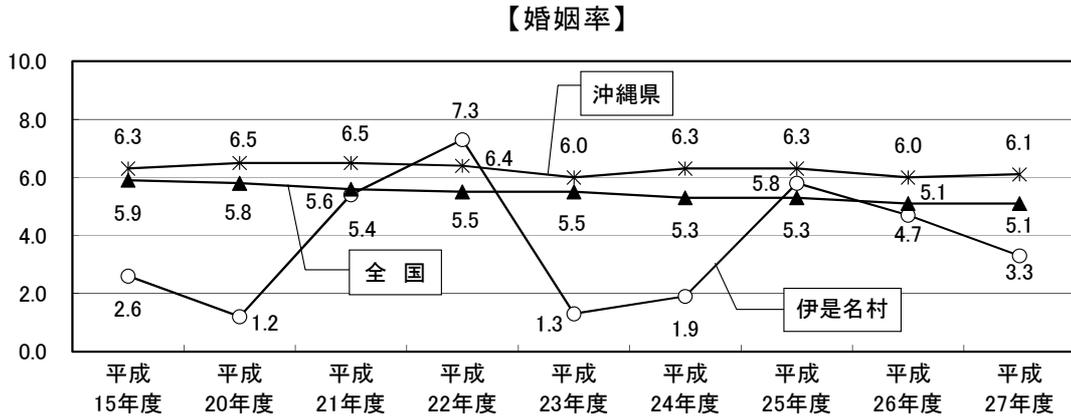
単位：人

	平成14年	平成20年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
0歳～5歳	146	88	77	74	89	98	101
6歳～11歳	153	141	96	87	79	75	81
12歳～17歳	173	130	128	126	115	111	93
計	472	359	301	287	283	284	275

資料：住民基本台帳(各年9月末現在)

(2) 婚姻率

本村の婚姻率は、年度によって大きく増減しますが、平成 15 年度以降では、平成 22 年度の 7.3‰(パーミル)が最も高く、平成 23 年度の 1.3‰が最も低くなります。全国、沖縄県と比べると、平成 22 年度では本村が全国、沖縄県より高く、平成 25 年度では沖縄県より高くなっていますが、そのほかの年度では、全国、沖縄県より低い率となります。



	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
伊是名村	2.6	1.2	5.4	7.3	1.3	1.9	5.8	4.7	3.3
沖縄県	6.3	6.5	6.5	6.4	6.0	6.3	6.3	6.0	6.1
全国	5.9	5.8	5.6	5.5	5.5	5.3	5.3	5.1	5.1

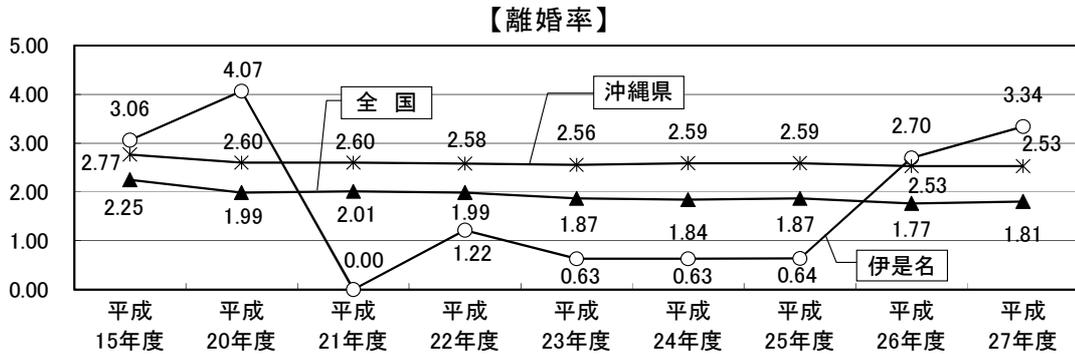
資料：衛生統計年報（人口動態編）（各年 10 月 1 日現在）

人口：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

※婚姻率(‰) = (年間婚姻数 / 各年 9 月 30 日現在人口) × 1000

(3) 離婚率

本村の離婚率は年度によって増減しますが、平成 15 年度以降では平成 20 年度の 4.07‰が最も高く、平成 21 年度では 0.0‰となります。全国、沖縄県と比べると、平成 21 年度から平成 25 年度の間では、本村が全国、沖縄県より低い率となります。



	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
伊是名村	3.06	4.07	0.00	1.22	0.63	0.63	0.64	2.70	3.34
沖縄県	2.77	2.60	2.60	2.58	2.56	2.59	2.59	2.53	2.53
全国	2.25	1.99	2.01	1.99	1.87	1.84	1.87	1.77	1.81

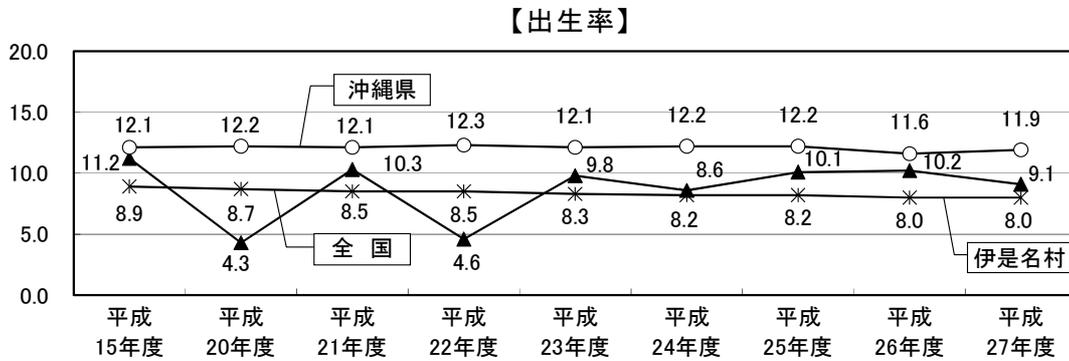
資料：衛生統計年報（人口動態編）（各年 10 月 1 日現在）

人口：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

※離婚率(‰) = (年間離婚数 / 各年 9 月 30 日現在人口) × 1000

(4) 出生率

本村の出生率は、年度によって大きく増減し、全国よりは毎年度低いものの、平成 23 年度以降は沖縄県の出生率を上回っています



	平成 15 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
伊是名村	11.2	4.1	9.7	4.3	10.7	8.6	10.1	10.2	9.1
沖縄県	12.1	12.2	12.1	12.3	12.1	12.2	12.2	11.6	11.9
全国	8.9	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2	8.2	8.0	8.0

資料：衛生統計年報（人口動態編）（各年 10 月 1 日現在）

人口：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

※出生率(%) = (年間出生数 / 各年 9 月 30 日現在人口) × 1000

(5) 児童扶養手当受給状況

児童扶養手当受給者数は、平成 24 年以降 16 世帯から 22 世帯で推移しています。また、受給を受けた原因では「離別」がほとんどで、「未婚」が 3 世帯から 5 世帯で推移しています。

【児童扶養手当受給状況】

	総世帯数	児童扶養手当受給者数	原因別				
			死別	離別	遺棄	未婚	その他
平成 24 年	802	16	0	13	0	3	0
平成 25 年	791	17	1	13	0	3	0
平成 26 年	795	21	0	18	0	3	0
平成 27 年	798	22	0	17	0	5	0
平成 28 年	801	18	0	13	0	5	0

資料：伊是名村（各年 8 月 1 日現在）

(6) 保育所・幼稚園・小中学校の児童数

保育所児童数は、平成 25 年度は 38 人ですが、平成 26 年度以降は 54 人～55 人と横ばいで推移しています。

幼稚園児は、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて増えており、平成 25 年度の 14 人に対し、平成 28 年度は 31 人となります。

小学校と中学校の児童生徒数は減少傾向にあり、小学校児童数は平成 25 年度の 84 人に対し、平成 28 年度では 78 人となります。また、中学校生徒数は平成 25 年度の 65 人に対し、平成 28 年度は 43 人となります。

【保育所・幼稚園・小中学校児童数】

学校名	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
伊是名村立保育所	38	54	55	54
伊是名幼稚園	14	9	16	31
伊是名小学校	84	82	75	78
伊是名中学校	65	63	56	43

資料：伊是名村（各年 5 月 1 日現在）

(7) 要保護・準要保護児童数

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒（要保護・準要保護児童）の保護者に対し、就学援助制度により学用品費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。本村では、全児童生徒数のうち約 1 割程度が対象となっています。

【要保護・準要保護児童数】

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
全児童生徒数	84	65	82	63	75	56	78	43
要保護	0	0	0	0	0	0	0	1
準要保護	9	7	12	10	5	8	7	5
合計	16		22		13		12	
全児童生徒数に対する割合	10.9		15.2		9.9		9.9	

資料：伊是名村（各年 5 月 1 日現在）

分類	名称	備考				
関係団体・組織	伊是名村社会福祉協議会	職員	3名			
	伊是名村民生委員児童委員協議会	委員	6名			
	伊是名村老人クラブ連合会	会員	302名			
	字老人クラブ	伊是名区老人クラブ	会員	75名		
		仲田区老人クラブ	会員	79名		
		諸見区老人クラブ	会員	75名		
		内花区老人クラブ	会員	38名		
		勢理客区老人クラブ	会員	35名		
	子ども会	伊是名村子ども会育成連絡協議会 いぜなわくわく伊是名ピーチ子ども会	子ども	15名	保護者	3名
		伊是名村子ども会育成連絡協議会 仲田わんぱく子ども会	子ども	41名	保護者	3名
		伊是名村子ども会育成連絡協議会 諸見ジョーズ子ども会	子ども	22名	保護者	3名
		伊是名村子ども会育成連絡協議会 内花ひまわり子ども会	子ども	12名	保護者	2名
		伊是名村子ども会育成連絡協議会 勢理客太陽子ども会	子ども	19名	保護者	3名
伊是名村青年団協議会			50名			
相談員・協力員	行政委員		1名			
	人権擁護委員		2名			
	教育相談員		0名			
	保健推進員		10名			
	農業改良普及員	県より出向		1名		
保健・医療施設	伊是名村保健センター	保健師	1名	(30年度から2名)		
		臨時保健師	0名			
	県立北部病院附属伊是名診療所	医師	1名	看護師	1名	
伊是名村立歯科診療所	歯科医師	1名	歯科衛生士	1名		
福祉施設・事業所	伊是名村地域包括支援センター	職員	1名			
	社会福祉法人 いぜな会					
	・特別養護老人ホーム チヂン園	入所定員	30名			
	・デイサービスセンター チヂン園	利用定員	18名			
	・居宅介護支援事業所 チヂン園	介護支援専門員	1名			
	・ショートステイ チヂン園		4床	(30年度から10床)		
	社会福祉協議会(障害福祉サービス)					
・就労継続支援事業所(B型)	利用定員	10名				
・居宅介護事業所	ヘルパー	1名				

分類	名称	備考
公民館	伊是名区公民館 伊是名区ふるさとの村宿泊交流施設	
	仲田区公民館	
	諸見区公民館 諸見地区交流促進センター	
	内花区公民館	
	勢理客区公民館 勢理客区ふるさとの村宿泊交流施設	
保育・教育・文化施設	伊是名村立伊是名保育所	保育士 8名
	伊是名村立伊是名幼稚園	
	伊是名村立伊是名小学校	
	伊是名村立伊是名中学校	
	伊是名村立学校給食センター	
	伊是名村ふれあい民俗館	
	伊是名村産業支援センター	
スポーツ施設	伊是名村テニスコート	
	伊是名村臨海ふれあい公園	
	伊是名村臨海ふれあい公園体育館	
	伊是名村臨海ふれあい公園屋内プール	
	伊是名村臨海ふれあい公園総合グラウンド	
	各字農村公園ゲートボール場	
その他	本部警察署伊是名駐在所	警察官 1名
	伊是名村消防団	27名
	伊是名郵便局	
	沖縄県農業協同組合伊是名支店	
	伊是名漁業協同組合	
	伊是名島観光協会	
	伊是名村商工会	

第4章

施策の推進

第4章 施策の推進

目標 1 共に生き・支え合うしまづくり

1 福祉意識の高揚

共に生き支え合う福祉社会を構築していくには、福祉に関する広報啓発や身近な福祉課題に気付く機会をつくることで、住民一人ひとりが福祉への理解を深め、自分のできる範囲で福祉活動に参加するという意識の高揚を図る必要があります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・村の広報紙や「社協だより」などで高齢者、障がい者、ボランティアの活動及び世代間の交流の様子など、福祉に関する情報を発信することで、住民の福祉意識も高まってきています。今後も、多様な手段により啓発活動の充実を図る必要があります。
- ・住民が障がい者を理解し自立を支援していく契機となるよう、村内の就労継続支援事業所(B型)による障がい者の農園栽培を通して、障がい者と地域の人達との交流が図られています。また、村委託の公共施設のトイレ清掃業務では住民から声かけなどがあります。今後、より多くの住民が障がい者への理解を深め、自立を支援していけるよう、交流活動の充実や新たな社会参加の機会を創出して行くことが大切です。
- ・認知症については、地域への理解を広め、早期発見と適切な支援につながるよう、認知症サポーター養成講座を開催(H25～H26年)しました。また、みんなで支える認知症事業の一環で年2回認知症講演を開催(H27年)したほか、「認知症の特徴と理解について」「認知症にならない進ませないコツ」の講演会を開催(H29年)し、高齢者及びその家族への認知症に関する理解と知識の普及・啓発を行いました。
- ・学校では平和集会、高齢者交流学习チヂン園七夕祭り、盲学校及び特別支援学校との交流学习等を実施しています。交流学习では、高齢者と触れ合う大切さを実感できたほか、障がい者に対しての思い込みがなくなり、互いに理解し合い、支え合おうとする気持ちが芽生えてきました。今後も、子どもたちの思いやりの心、相手を尊重する態度など福祉の基本となる豊かな心の育成を図ることが大切です。
- ・本村では、*男女共同参画の観点からみて、行政や各種団体における女性の役職が少ない状況でしたが、現在、行政や各種団体にて一部女性の役職等が登用され、能力が発揮できる環境が出来つつあります。今後とも引き続き取り組む必要があります。

※男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会という考え方。

<アンケート調査より>

- ・住民の 8 割余りが福祉に関心を持っていますが、20 代から 40 代の関心度がやや低く、将来にわたる福祉社会を構築していくためには、子どもの頃から福祉への関心を高めていく必要があります。
- ・地域福祉を推進するために必要なこととして、「高齢者や障がい者への理解を深めるための取り組み(交流・体験学習・講話等)」が約 2 割を占めます。

(今後の取り組み)

[取り組みの基本方針]

共に生き支え合う福祉社会を構築していくために、住民が地域の福祉課題を自らの課題として捉え、課題解決のために住民主体の福祉活動が展開されるよう、福祉に関する広報啓発や教育の推進、障がい者や高齢者への理解促進を図る取り組みにより、住民の福祉意識の高揚を図ります。また、男女が協力した福祉社会の構築を進めるために、男女共同参画を推進します。

■行政の役割

①福祉意識啓発の充実

- ・今後も、福祉に関する地域の様々な情報を村の広報紙や「社協だより」により地域への周知を図ります。また、住民の福祉に対する意識や福祉活動への参加意欲が高まるよう、啓発面の内容の充実を図ります。
- ・福祉の基本的な考え方である「ノーマライゼーション」の理念や「※共生社会」の考え方について、各種広報手段や住民活動の場を活用することなどにより、地域への浸透を図ります。併せて、身近な問題として福祉を意識することができるように、地域の福祉課題や地域福祉計画の周知を図ります。

②福祉に関する教育の推進

- ・学校においては、周りの人だけではなく、身近な人も大切にし、相手の表情や態度、言葉から気持ちを察しようとする心を育てていきます。
- ・高齢者、障がい者等との交流を通して生活体験の拡大を図り、交流する中で、お互いの親睦を図り理解を深めていきます。
- ・教育活動全体を通して他人を思いやる心と勇気ある正しい行動が出来るよう取り組みます。

※共生社会

性別、年齢、国籍、障がいの有無、価値観の違いにかかわらず、互いに尊重し、認め合い、支え合いながら共に暮らしていける社会。

③障がい者への理解促進

- ・障がい及び障がい者に対する住民の理解と関心を高め、障がい者の自立を支援していきけるよう、各種広報手段により地域における障がい者の活動の周知を図ります。また、今後も、農園栽培等を通して障がい者と地域との交流が図られるよう、必要な支援を行います。
- ・障がい及び障がい者理解のためのパンフレットの配布や講話等の開催に取り組みます。
- ・障害者週間(12月3日～9日)など障がい者への理解を深めるための啓発期間において、関連する記事を広報誌等に掲載するなど、広報啓発活動の充実を図ります。
- ・村のイベント等において、障がい者の社会参加と地域との交流機会の創出に取り組みます。

④認知症への理解促進

- ・認知症に関する地域の理解促進を図り、適切な支援につながるよう、引き続き認知症に関する広報活動や講演会の開催等を行うほか、必要に応じて認知症サポーターの養成に取り組みます。

⑤男女共同参画の推進

- ・地域での様々な活動において、男女が共に知恵と力を出し合えるよう、引き続き男女共同参画に関する意識を高めていきます。
- ・引き続き女性の役職登用や方針決定の場への参画を積極的に推進します。

<個人・地域に期待する役割>

- ・「ノーマライゼーション」の理念や「共生社会」の考え方を知りましょう。
- ・広報紙などに目を通し地域の福祉事情に関心を持ちましょう。
- ・福祉に関する講演会などに参加しましょう。
- ・障がい者との交流活動に参加し、理解を深めましょう。
- ・認知症を知る機会に参加しましょう。
- ・認知症サポーターの養成講座に参加しましょう。
- ・男女が協働した地域づくりを推進するために、男女共同参画の意識を持ちましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・「ノーマライゼーション」の理念や「共生社会」の考え方を広めましょう。
- ・福祉に関する情報の発信や講演会などを開催しましょう。
- ・障がい者と地域との交流を推進しましょう。
- ・認知症サポーターの養成に協力しましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・「ノーマライゼーション」の理念や「共生社会」の考え方を広めましょう。
- ・福祉に関する情報の発信や講演会などを開催しましょう。

2 地域のつながりづくり

地域住民が支え合って共に暮らせる豊かなコミュニティ社会を形成していくには、住民同士がふれあう機会のあることや理解し合える関係づくりが重要となります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・本村には、各区に自治会、老人クラブ、子ども会があるほか、村老人クラブ連合会、村青年団協議会といった団体(住民組織)があり、それぞれの活動を通して会員同士の交流を図っており、人と人がふれあうことで地域のコミュニティを強める契機となっています。また、地域交流サロンに加え、新たに高齢者による「100歳体操サークル」が全区で実施されています。今後も、各種団体等の活動を支援していく必要があります。一方、福祉活動団体同士のつながりはありますが、他の団体との連携が弱い状況です。
- ・世代間交流事業(各字対抗グラウンドゴルフ大会)による子どもから高齢者までの世代間交流、チヂン園や願寿大学、介護予防事業での高齢者と子ども達との交流、教育活動の一環として行われている子ども達の体験学習、文化伝承活動等を通して、大人と子ども達との交流が図られています。今後も、様々な世代間の交流に努める必要があります。なお、「あいさつ運動」では、小中学生に「あいさつ」ができない状況がみられます。
- ・地域には多くの行事があり、参加者も多く住民同士の交流や地域の活性化にもつながっています。また、心身の障がいなどで参加を諦めている人については、呼びかけ・送迎・介助等はある程度支援はできています。しかし、バリアフリーが必要な施設があります。一方、以前として行事が多すぎることや行事に伴う役割が負担となっていること、また、行事後の飲食機会が多く、健康への影響も心配されており、行事への参加のあり方を地域で考えていく必要があります。

<アンケート調査より>

- ・地域の行事や活動には76.1%と多くの住民が参加していますが、参加したくても心身の障がいや健康上の問題、一緒に参加する仲間がいない、誘いが無いといった理由で参加していない人がいます。
- ・隣近所とのつきあい方では、親しく付き合っていると答えた人が約6割、隣近所同士が相談したり助け合ったりするのは当然と考えている人も約6割います。しかし、近所づきあいをわずらわしい、必要ない、又はよくわからないと答えた人もいます。
- ・住み良い地域社会を実現するための地域の問題点として、相互扶助の機能が弱くなっているが最も多く、次に、近所づきあいが減っている、プライバシーが守られない、地域に住む人同士の交流機会が少ないなど、人と人の関わり方について様々な意見があります。

[取り組みの基本方針]

住民が互いに認め合い、困った時に支え合える地域社会を形成していくために、あいさつ運動や世代間の交流の推進、各種団体の活動支援、行事等に参加したくても参加していない人への支援を通して、人と人がふれあう豊かなコミュニティづくりを推進します。一方、行事等に伴う負担の軽減についても配慮を呼びかけます。

■行政の役割

①人と人のつながりづくり推進
<ul style="list-style-type: none">・人と人とのつながりをつくる基本として、お互いの顔が見える関係が築けるよう、地域における「あいさつ運動」の更なる普及啓発を図ります。また、大人が手本となって「あいさつ」が子どもたちに浸透するよう呼びかけます。・互いに信頼し合える良好な人間関係を保つために、個人のプライバシーに配慮するよう啓発を行います。
②各種団体・サークル等の活動支援
<ul style="list-style-type: none">・各種団体やサークル活動等の継続・発展のために、地域の関係機関等と連携した必要な支援を行います。・新たな団体(住民組織)やサークル等の立上げに対し必要な支援を行います。
③団体間のつながりづくり推進
<ul style="list-style-type: none">・地域の各種団体が互いの活動を理解し合い、それぞれの活動上の課題や地域の福祉課題の解決において、相互に連携・協力し合える仕組みをつくるために、各種団体間の情報交換や交流が図れる機会の創出に引き続き取り組みます。特に、福祉活動団体と他の団体との交流機会の確保を進めます。
④世代間交流推進
<ul style="list-style-type: none">・みんなが支え合える地域づくりのために、各字グラウンドゴルフ大会での世代間交流介護予防事業などでの高齢者と子ども達との交流、子ども達の体験学習や文化伝承活動における子どもと大人の交流及び地域の各種行事等を通して、多様な世代間の交流が行われるよう、地域の関係機関、各種団体、社会福祉事業者等に呼びかけます。
⑤行事等参加支援
<ul style="list-style-type: none">・地域の行事や活動に参加していない人に対し、隣近所が声かけあって一緒に参加するよう呼びかけます。・行事等に参加したいが心身の障がいなどで参加を諦めている人について、引き続き参加の呼びかけや可能な範囲での送迎、介助等の支援ができるよう、地域との連携や地域の理解・協力を促します。また、開催場所のバリアフリーなどの支援ができるよう、関係機関等との連携を図ります。

⑥行事等の負担軽減推進

- ・住民一人ひとりについて、地域の行事や活動への参加及び行事等における役割を担うことが過重な負担とならないよう、村の行事をはじめ、各区、各種団体が行う行事等に対し、引き続き必要な配慮を行うよう呼びかけます。

<個人・地域に期待する役割>

- ・進んであいさつ運動に取り組みましょう。
- ・子どもたちにあいさつすることを心がけましょう
- ・人のプライバシーには十分気をつけましょう。
- ・世代間の交流活動に積極的な参加や必要な協力を努めましょう。
- ・地域の行事や活動には隣近所声をかけあって参加しましょう。
- ・地域の行事等への参加を諦めている人が参加できるよう、隣近所や関係機関などと協力しましょう。
- ・各種団体間の交流や情報交換の機会に参加しましょう。
- ・行事等が個人にとって過重な負担にならないよう配慮しましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・プライバシーの保護に十分配慮しましょう。
- ・世代間の交流を企画しましょう。
- ・地域の行事等への参加を諦めている人が参加できるよう、隣近所や関係機関などと協力しましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・プライバシーの保護に十分配慮しましょう。
- ・世代間の交流を企画しましょう。
- ・地域の行事等への参加を諦めている人が参加できるよう、隣近所や関係機関などと協力しましょう。

3 支え合いの仕組みづくり

地域の多様な福祉課題について、公的サービスによる支援だけで解決を図ることは困難であり、これからは住民が自分たちの住む地域の福祉課題は、自分たちで解決していくという積極的な姿勢を持つことが大切です。そのためには、住民一人ひとりが無理のない形で、地域の福祉課題の解決に主体的に取り組める仕組みをつくる必要があります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・「小地域福祉推進連絡会(仮称)」の設置については、地域ケア推進会議や、生活支援体制整備事業における地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)、協議体等の機能を活用し、支え合い活動の創出・充実・拡大とネットワーク化を図ります。
- ・平成25年10月に「生活サポートセンター」を設置しました。現在、生活サポーター登録人数が21名、サービス利用者が7名となっています。高齢者の在宅生活を支える重要なサービスとなっており、専門性を必要としない、軽度の日常生活援助を行ってきました。サポーターとサービス利用者はここ数年で右肩上がりとなっており、今後も増えつつあります。一方、各区のサービス利用者は、同じ区内のサポーターがかかわる方が顔見知りで安心という要望があり、今後は各区で対応できるサポーターを増やすことが課題となります。
- ・一人暮らし高齢者については、民生委員による「友愛訪問」があり、訪問することで孤立感の解消が図られており、今後も活動を推進していく必要があります。
- ・「ゆんたくサロン」は、地域のボランティアにより支えられており、平成25年度に助成形式で実施し、世代間交流や料理教室、ビデオ鑑賞やカラオケ、ドライブ等を行いました。平成27年度と平成28年度では助成は行っていませんが、地域で自発的にゲートボールやサロン活動を行っています。また、平成29年から地域交流サロン推進事業へ名称変更し、再度助成形式で開催しています。

<アンケート調査より>

- ・福祉を推進するために必要なことでは、「地域で住民同士が互いに助け合う活動」が約33%と3番目に高く、次に「支援が必要な高齢者、障がい者、子育て家庭等の見守りや支援」が約30%となっています。
- ・地域福祉の推進に関する住民の考え方は、行政と住民が協力して進めるべきだと考えている人が50.0%を占めますが、約33%の人は、まずは行政が取り組み、行政ができない時に協力するという受動的な姿勢がうかがえます。一方、住民が主体となって進めるべきとの意見は7.7%です。
- ・福祉の支援を必要としている人に対しては、大半の人が支援したいと答えています。また、自分ができる手助けとして「見守りや安否確認の声かけ」、「話し相手」、「災害時の手助け」など様々な手助けが上がっています。こうした住民の考え方を踏まえ、支え合いの仕組みをつくる上で福祉を担える人材と、地域の福祉ニーズを適切にコーディネートして行くことが大切となります。

[取り組みの基本方針]

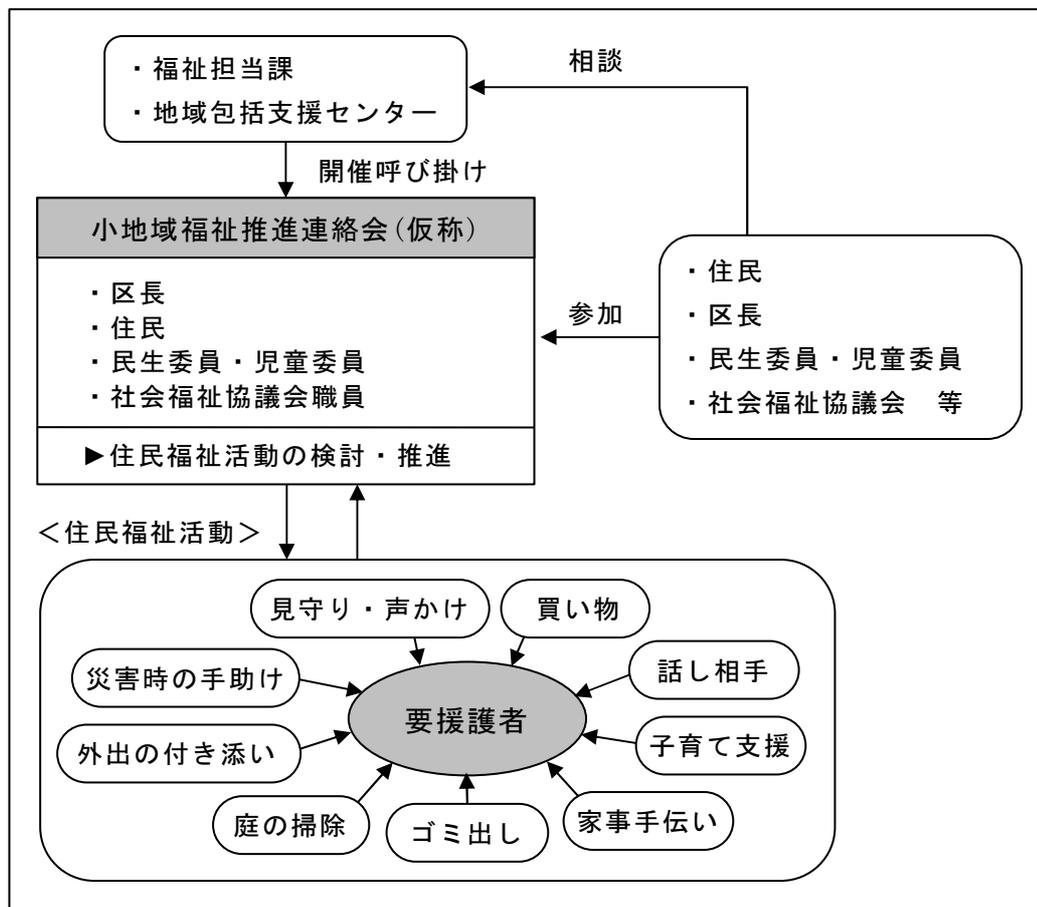
住民主体の地域福祉の推進を図るには、住民が地域の福祉課題に関心を持ち、課題に対応した福祉活動への積極的な参加を図るための環境づくりが重要となります。そのため、生活サポート事業、地域交流サロン、友愛訪問など現在行われている支え合いの活動を支援していくとともに、住民参加の福祉活動を推進する仕組みを構築します。

■行政の役割

①小地域福祉活動推進体制(仮称)の構築

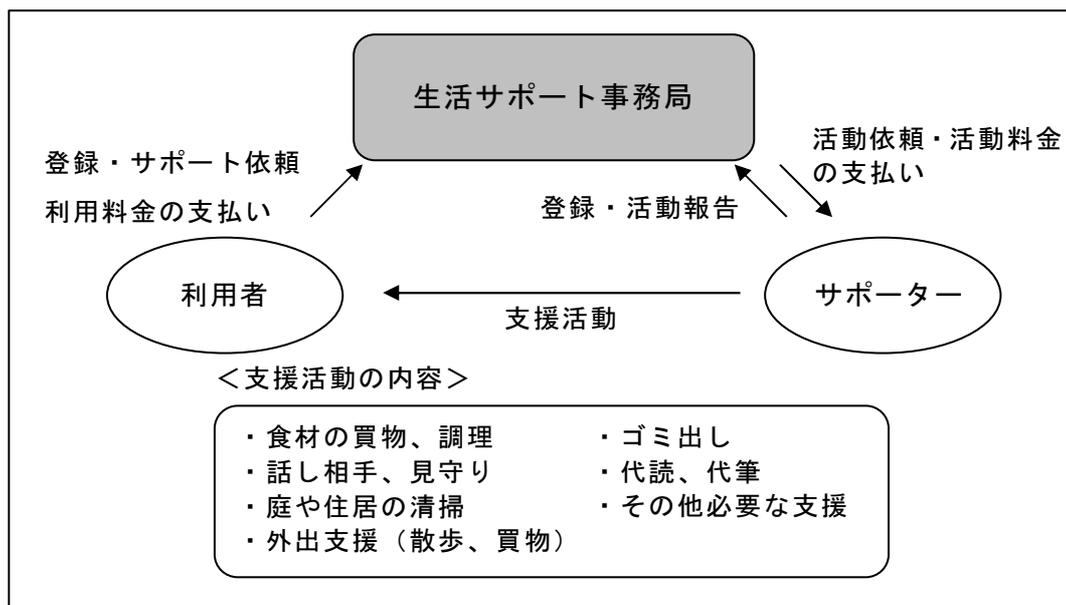
- ・福祉の支援を必要とする要援護者一人ひとりを対象に、見守りや声かけ、話し相手、子育て支援など、住民が協力して行う支え合いの地域福祉活動を展開していくために、引き続き「小地域福祉推進連絡会(仮称)」の設置に取り組みます。
- ・「小地域福祉推進連絡会」は、住民や区長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等から、福祉担当課や地域包括支援センターへの相談に対し、住民福祉活動が必要な内容について開催するものとします。開催にあたっては関係者の参加を図り、地域の要援護者に関する情報交換を行うとともに、ニーズに沿った支援を行うために、住民の役割を明らかにし、住民の理解・協力の基に必要な支援を行います。

小地域福祉活動イメージ図



②生活サポート事業の推進

- ・住民による支え合い、助け合い活動の振興を図るために、引き続き「生活サポート事業」において、福祉の支援を行いたい人、支援を受けたい人を登録し、具体的な福祉ニーズに対する必要な支援を提供(有料)していきます。
- ・同じ区内のサポーターによる支援を希望する人に対し、希望する形で支援が受けられるよう、ケースに応じた各区のサポーター登録を呼び掛けます。



③友愛訪問の活動支援

- ・ひとり暮らし高齢者等が地域とのつながりを感じてもらえるよう、定期的に訪問し、安否を確認するとともに、孤独感の解消を図るために、民生委員・児童委員が行っている「友愛訪問」活動を地域ぐるみで行えるよう支援し、孤立死の未然防止につなぎます。
- ・多様な世代による「友愛訪問」が行えるよう、民生委員・児童委員と地域の子ども会、老人クラブ、青年団等の各種団体との連携がとれるよう、各種団体への理解・協力を促します。

④住民主体の活動支援

- ・高齢者の生きがいづくりと引きこもり防止及びふれあい支え合いのある地域づくりを推進するために、「地域交流サロン」や「100歳体操サークル」等の活動を引き続き支援します。
- ・「地域交流サロン」の活性化を図るために、「100歳体操サークル」と並行して開催できるように、地域に呼びかけるとともに、サロン活動を支えるボランティアの体制強化を働きかけます。

<個人・地域に期待する役割>

- ・「小地域福祉連絡会」のもとで、要援護者の支援に協力しましょう。
- ・支援を受けたい人は、進んで手を上げましょう。
- ・支援を行いたい人、支援を受けたい人は積極的に「生活サポート事業」に登録しましょう。
- ・友愛訪問に参加しましょう。
- ・地域交流サロンに協力できることを考え、支援しましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・住民福祉活動に対し、できることは協力しましょう。
- ・「生活サポート事業」を活用しましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・「小地域福祉連絡会」の運営を支援しましょう。
- ・「生活サポート事業」の周知を図り、利用者・サポーター増に努めましょう。
- ・友愛訪問において、民生委員・児童委員と各種団体等との連携を進めましょう。
- ・地域交流サロンが地域主体の活動となるよう支援しましょう。

目標 2 自立した暮らしを支えるしまづくり

1 情報提供・相談啓発の充実

保健福祉等のサービスを必要としている人が安心して暮らしていくには、自らサービス選択し利用できるよう、必要な情報を提供するとともに、より適切な支援を行うためには、相談することが大切となります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・保健、福祉、医療に関する情報については、広報紙やホームページ、パンフレット、チラシ及び各種保健福祉事業を通して周知に努めていますが、各分野のサービスを一度に紹介することは困難です。また、都度の情報提供では、あまり効果がありません。住民が必要な時に必要な情報を入手できるよう工夫して行く必要があります。
- ・民生委員・児童委員の活動状況は、特に一斉改選前後に広く伝えていますが、定数欠員の補充に努める必要があります。
- ・地域包括支援センターについては、周知強化を図るとともに、相談しやすいよう平成26年度に保健センター内に移設しました。これにより、保健師との連携もとりやすくなりました。

<アンケート調査より>

- ・伊是名村の福祉を推進するために必要なこととして、「保健・医療・福祉に関する情報提供の充実」が半数余りを占め最も多く、次に「身近で確かな相談が受けられること」が4割余りを占めます。しかし、相談については、「地域が狭いので相談しづらい」、「信頼できる人がいない」という理由で、誰にも相談したことがない人がおり、地域での相談のしづらさが依然として課題であることがうかがえます。
- ・住民からの相談を行政につなぐパイプ役となる民生委員・児童委員については、「知っているが活動内容はよく知らない」が約43%、「何も知らない」が約12%と半数以上の住民に十分周知されていないため、周知強化に努める必要があります。

[取り組みの基本方針]

支援を必要とする人が地域で安心して暮らしていくために、保健福祉等に関する情報提供の充実を図るとともに、相談を通してより適切な支援が受けられるよう、相談しやすい環境づくりや相談支援の充実を図ります。

■行政の役割

①情報提供の充実
<ul style="list-style-type: none">・村の広報紙やホームページ、パンフレット、チラシ等により保健、福祉、医療に関する情報提供を引き続き推進します。・相談することで必要な情報を取得できる場合が多いことから、保健センター、地域包括支援センター、福祉担当課及び社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等の地域の相談窓口について、広報誌等に毎回掲載するなど、継続した周知を図ります。
②「福祉のしおり」の発行
<ul style="list-style-type: none">・保健、福祉等の各種サービスの内容や問い合わせ先の情報を一つにまとめた、「福祉のしおり(仮称)」を作成し、各世帯に配布します。また、相談を通して情報提供の充実が図られるよう、各相談窓口(相談員)にも配置します。なお、福祉に関する法制度等の改正等がめまぐるしいことから、「福祉のしおり」は2年に1回の見直しを行います。
③情報公表の促進
<ul style="list-style-type: none">・高齢者、障がい者、子ども等にかかる関係法において、福祉サービス事業者に対しサービス内容を公表する、情報公表の制度が位置づけられており、情報提供の充実を図るために、事業者への情報公表を促します。
④民生委員・児童委員活動の支援
<ul style="list-style-type: none">・民生委員・児童委員及びその活動については、村広報紙等で紹介するほか、パンフレット及び各種事業を通して地域への周知徹底を図るとともに、相談活用を促します。・民生委員・児童委員等に欠員が生じることがないように、定数確保に努めます。
⑤相談しやすい環境づくり推進
<ul style="list-style-type: none">・相談することで問題がより深刻になるのを防ぐことや、問題を解決することで安心して暮らしが送れるなど、相談の大切さについて啓発を行います。・実際の相談においては、相談者のプライバシーの保護や心情に配慮し、話し方や接し方に留意します。

⑥相談支援の充実

- ・住民からの相談に対しよりの確に対応していくために、相談に対応する職員等に対し保健福祉に関する必要な知識の習得、人権や個人情報保護への配慮及び相談援助技術の向上など、研修等を通してさらなる資質向上を図ります。
- ・専門的な相談や支援が必要となる場合は、速やかに関係機関等につなぐとともに、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。

<個人・地域に期待する役割>

- ・村の広報紙やパンフレット、「福祉のしおり」等から保健福祉等の情報を入手しましょう。
- ・「福祉のしおり」は目に付きやすい場所に保管しましょう。
- ・地域の民生委員・児童委員を知ることや活動の内容を知るようにしましょう。
- ・サービスの利用や周りからの支援が必要な時は、積極的に相談窓口を訪れましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・福祉に関する情報を発信しましょう。
- ・利用者からの相談に対し、関係機関と連携した必要な支援を行いましょう。
- ・利用者からの相談に対応できるよう、相談に必要な知識の習得、技術の向上に努めましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・福祉に関する情報を発信しましょう。
- ・福祉の相談窓口としての利用を促しましょう。
- ・相談に必要な知識の習得、技術の向上に努めましょう。

2 利用者本位の支援の充実

多様化する福祉ニーズに柔軟に対応していくためには、ニーズを踏まえたサービスの総合的な調整を図るとともに、地域の福祉課題に対し包括的な支援を協議する体制を構築する必要があります。また、利用者本位の適切なサービスが提供されるようサービスの質の向上に努める必要があります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・相談に対する適切なサービスが提供できるよう、平成 27 年度まで福祉サービス連絡会議として各事業所・団体等と協議を行ってきており、生活サポートセンターの設置等新たなサービスが生まれました。平成 28 年度以降は、名称を変更し地域ケア会議の位置づけの中で、福祉サービスの充実について協議を行っています。
- ・高齢者については、介護保険法の改正により、地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みが求められており、その体制を整えていく必要があります。
- ・障がい者については、自立支援に向けて中立・公平な相談事業の実施を推進するほか、関係機関との連携強化、社会資源の開発・改善等を推進するために「伊是名村地域自立支援協議会」が設置され、毎年開催しています。また、専門部会では児童中心に行い、成人に関しては個別にケース相談という形で実施しています。
そのほか、本島の障害者相談支援事業所や県の巡回相談等があります。しかし、プライバシーの面から相談をためらうケースがあります。
一方、サービス利用者のほとんどが本島の施設や事業所を利用しているため、利用者の状況把握が難しく相談員や家族の方と連携を高める必要があります。
- ・児童については、「保育所・幼稚園・小学校連絡協議会」を開催しており、情報交換や連携について話し合っています。
- ・各種サービスが利用者本位の質の高いサービスとなるよう、引き続きサービスの質的向上に努める必要があります。

<アンケート調査より>

- ・公的なサービスに対する不満として、「サービスの量が少ない」、「利用料金が高い」が多く、続いて、「サービスの説明が十分ではない」、「サービスの提供体制が弱い」、「利用手続きがわずらわしい」、「サービスを提供する側の対応がよくない」、などがあがっており、必要かつ可能な事項について改善に努める必要がうかがえます。

[取り組みの基本方針]

住み慣れた地域で、個人の尊厳が保障され安心して適切なサービスが利用できるよう、関係者間の連携の充実を図るほか、高齢者、障がい者、児童の分野別の福祉課題について、包括的な支援を行うための取り組みの充実を図ります。

また、利用者本位のサービスの提供に向けて、サービスの質の向上、苦情解決等の体制の充実に取り組めます。

■行政の役割

①地域ケア会議の充実

- ・誰もが安心して暮らせるよう、福祉の支援を必要とする人を把握し、個々のニーズに見合う適切なサービスを提供するために、保健・福祉に関わる地域の関係機関等と連携した、サービスの利用調整を行います。
- ・地域ケア会議3部会の意見集約を行い、地域ケア推進会議、さらに包括支援センター運営協議会へ提供する一連の流れを構築し、施策に反映する仕組みをつくります。また、こうした流れの中で地域包括ケアシステムの構築を進めます。

※3部会⇒在宅医療・介護連携推進部会、各字高齢者支援ネットワーク部会、日常生活を支援する部会

②障害者相談支援の充実

- ・地域の障がい者の実情に応じて、より適切な支援を行うために、引き続き「伊是名村地域自立支援協議会」における本会議の開催や部会の活動の充実を図り、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。
- ・相談支援においては、委託相談支援事業者やその他村外を含めた関係機関等との情報交換、連携を密にし、支援の充実を図ります。

③子ども・子育て支援の充実

- ・次代を担う子ども達が健やかに生まれ育つための環境づくり、また、子どもを安心して育てることができる環境づくり等について、引き続き「保育所・幼稚園・小学校連絡協議会」において、必要な協議を行うとともに、必要に応じて保健・福祉・生活環境等の関連する他分野の機関等との連携を図ります。

④サービスの質の向上

- ・利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者が人権に対する感性を磨き、専門的な知識や技術を高めていくために、引き続き勉強会や研修等への参加促進を働きかけるとともに、研修の充実を図るために必要な支援を行います。
- ・サービスの質の確保と利用者保護を図るために、サービスにかかる利用者からの苦情に適切に対応できるよう、サービス提供事業者の苦情解決体制の整備状況を確認し、必要に応じて体制整備に向けた取り組みを指導します。
- ・サービス提供事業者が自らのサービスの質の確保と向上に向けた自己評価の取り組みが実施されるよう、必要な指導を行います。また、必要に応じて第三者評価の有効性を事業者に対し啓発していきます。
- ・サービスの質の向上に資するよう、サービス公表制度に基づき、事業者のサービス内容について情報公表を促します。(再掲)

<個人・地域に期待する役割>

- ・福祉の支援を必要とする人がいれば、地域包括支援センター、保健センター、福祉担当課、民生委員・児童委員、社会福祉協議会に伝えましょう。
- ・サービス利用に不満があれば、地域包括支援センター、保健センター、福祉担当課に伝えましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・サービス従事者の専門性や資質向上に引き続き取り組みましょう。
- ・苦情解決のための体制の維持、又は整備に努めましょう。
- ・第三者評価の仕組みの維持、又は整備に努めましょう。
- ・サービスの内容に関する情報の公表に努めましょう

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・職員の専門性や資質向上に引き続き取り組みましょう。
- ・苦情解決のための体制の維持、又は整備に努めましょう。
- ・第三者評価の仕組みの維持、又は整備に努めましょう。
- ・サービスの内容に関する情報の公表に努めましょう

3 権利擁護の充実

社会的に支援を必要とする人の権利が保障され、利用者本位のサービス提供や尊厳を持って日常生活を営むことができるようにするには、権利擁護の取り組みが重要となります。また、虐待等への適切な対応も必要となります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・*成年後見制度の利用にあたり、申し立てを行う親族等がない場合や経済的な理由などで利用できない場合に、「*成年後見制度利用支援事業」により制度利用を支援することができます。本村では平成 24 年度より実施できるようになりました。現在、事業の利用者があり、今後も、事業の周知と適切な利用支援に努める必要があります。
- ・成年後見制度のほか、判断力が十分でない人を支援するために、村社会福祉協議会が窓口となって提供される*日常生活自立支援事業(県社会福祉協議会が実施主体)があります。現在利用者はいませんが、判断力の程度によっては、この事業の利用が適切なケースもあると考えられ、事業の周知を図る必要があります。
- ・平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。同法では、公共機関において、障がいのある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、過度な負担になり過ぎない範囲で調整を行う、「*合理的配慮」を義務付けています。そのため、本村における行政職員の合理的配慮への対応を徹底していく必要があります。
- ・障がい者の参政権を保障するため、投票場に車いすの配備や記載が困難な障がい者については、役場職員が代理記載を行っています。
- ・虐待の事例はありませんでしたが、関係機関から配布されるポスターの掲示やパンフレットの配布を行い、虐待防止の啓発を行ってきました。

※成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない人の権利を守るための援助者(後見人等)を選ぶことで、法的に支援する制度です。

※成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、認知症などにより判断力が十分でなく、成年後見制度の利用が必要と認められる人について、後見等開始の申立てをする親族などがない場合に本人に代わって市町村長が家庭裁判所に申立てを行うものです。また、費用の負担が困難な人に対して、申立てに係る費用及び後見人等への報酬の全部又は一部を支援します。

※日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が十分ではない人が、地域において安心して自立した生活を送れるよう生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、重要書類等の預かりなどの援助を行う事業です。この事業は県社協より、北部地域の基幹的社協である名護市社会福祉協議会に委託実施され、伊是名村社会福祉協議会ではその窓口となり、事業の利用援助や権利擁護推進員の配置(社協職員)、生活支援員の確保等の協力が必要となります。本事業の契約内容について判断できる能力を有する人が対象となります。

※合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

[取り組みの基本方針]

障がいや認知症等により判断力が十分でない人が権利を侵害されることなく、自分らしく安心して暮らしていけるよう、権利擁護のための制度等の周知と制度利用における必要な支援を行います。また、障がい者の人権尊重と権利の行使を進めていくために、「障害者差別解消法」に基づく差別の禁止とそのための*合理的配慮について普及を図ります。

さらに、高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの防止に関する法律に基づき、必要な対策を講じていきます。

■行政の役割

<p>①権利擁護のための制度等の利用支援</p> <ul style="list-style-type: none">・認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人を保護し、その権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度について、引き続き周知を図り、必要に応じて利用を促します。・成年後見制度の利用において、申立て人がいない場合や申立てに係る費用負担が困難な場合において、引き続き「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。・成年後見制度のほか、ケースによっては「日常生活自立支援事業」が適するは場合もあるため、必要な情報の提供や村社会福祉協議会と連携した利用支援を行います。
<p>②障がい者への差別解消を図る環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・障がいを理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について、行政職員の遵守すべき規律として「伊是名村職員対応要領(仮称)」を作成し、要領に基づき職員対応の周知徹底を図ります。・障がいを理由とした差別の解消を図るために、「障害者差別解消法」の趣旨や差別解消のための合理的配慮について、地域への普及啓発を図ります。・障がい者の参政権を保障するため、引き続き投票場への車いすの配備や記載が困難な障がい者について、役場職員が代理記載を行うなど、必要な配慮を行います。
<p>③虐待等防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。・虐待やDVの早期発見や被虐待障がい者の保護及び養護者等への適切な支援並びにDV被害者の保護等について、警察や学校、保健所、診療所、福祉施設及びその他関係機関と密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

<個人・地域に期待する役割>

- ・成年後見制度について理解・認識を持ちましょう。
- ・成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業について理解・認識を持ちましょう。
- ・障がい者を理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について理解しましょう。
- ・虐待やDVの発見、又は疑いがあると考えられる場合は、行政に連絡しましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・成年後見制度の相談に対応し、必要に応じて行政につなぎましょう。
- ・障がい者を理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について理解しましょう。
- ・虐待やDVの発見、又は疑いがあると考えられる場合は、行政に連絡しましょう。
- ・虐待やDVへの対応に積極的に協力しましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・成年後見制度、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業について、地域への周知を図りましょう。
- ・成年後見制度の相談に対応し、必要に応じて行政につなぎましょう。
- ・障がい者を理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について理解しましょう。
- ・虐待やDVの発見、又は疑いがあると考えられる場合は、行政に連絡しましょう。
- ・虐待やDVへの対応に積極的に協力しましょう。

4 生活困窮者等自立支援の推進

生活保護世帯の世帯主は出身世帯も生活保護を受給していた割合が高いと言われており、「生活困窮者自立支援法」の成立により、貧困の連鎖を防止する取り組みが必要とされています。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・低所得世帯のサービス利用等における利用者負担額の減免等を行っており、広報や各種相談窓口で周知に努めています。
- ・生活保護世帯については、沖縄県と連携して生活保護制度の適正運用や自立に向けた支援に努めています。また、経済的理由により就学困難な児童生徒に対し、教育の機会均等のために就学援助費を支給しています。
- ・国は、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにするため、「生活困窮者自立支援法」を成立させました。本村においても、新たな制度に基づく必要な取り組みについて、関係機関と連携して進める必要があります。
- ・子供の貧困について、沖縄の子供が置かれている状況は極めて深刻であるにもかかわらず、行政の支援が行き届いていない。日中及び夜間の居場所がないことにより、街を出歩き、登校に支障が生じたり、非行行動に至るなどの問題を抱える子供が多い。貧困家庭の親が経済的自立をするための雇用の場が少ない。といった沖縄特有の課題を踏まえて、国はこれらの課題解決に集中的に取り組むよう、市町村が主体となって子供の貧困対策を実施することを明示しました。しかし、本村の子どもの貧困については、十分把握されていないため、今後、把握に努める必要があります。

<アンケート調査より>

- ・伊是名村に住み続けたくない理由として、「仕事がない・仕事による収入が少ないため」が17.2%あります。

[取り組みの基本方針]

生活困窮の状況に陥った者が、地域社会から孤立することなく、日常生活を営み自立していけるよう、経済的な理由により、必要とする保健・福祉・医療・保育・教育等のサービスが受けられない、利用を差し控えるといったことがないよう、生活困窮世帯に配慮した支援を行うほか、子供の貧困の実態把握に取り組みます。

■行政の役割

①生活保護制度の適正実施の推進
<ul style="list-style-type: none">・生活保護世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。・生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行います。
②低所得世帯等への支援の推進
<ul style="list-style-type: none">・低所得世帯等に対し保健・福祉・医療等のサービス利用機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。
③要保護・準要保護児童生徒就学援助の推進
<ul style="list-style-type: none">・経済的理由により就学困難な児童及び生徒の教育機会の格差解消を図り、義務教育の円滑な実施を図るために、生活保護法に規定する要保護者及び要保護者に準じる程度に困窮している保護者に対し、学用品費や給食費等の費用を補助するなどの就学援助を、引き続き行います。
④生活困窮者自立支援の推進
<ul style="list-style-type: none">・貧困の連鎖を防止するために、生活困窮者に対する自立に向けた相談支援、就労支援、生活支援等について県の専門機関等と連携し、必要な対応を行います
⑤子どもの貧困実態把握
<ul style="list-style-type: none">・子どもの貧困に関して実態を明らかにし、その上で地域や関係機関等と連携した必要な支援を講じます。

<個人・地域に期待する役割>

- ・生活困窮の状況に陥ったら、民生委員・児童委員や行政に相談しましょう。
- ・支援を受けていても、自立に向けて努力しましょう。
- ・身近に生活困窮と思われる人がいれば、個人のプライバシーに配慮した上で、民生委員・児童委員や行政に伝えましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・経済状況に応じたサービス利用の負担額の減免等について、利用者やその家族に周知を図りましょう。
- ・経済的な相談に応じ、関係機関と連携した必要な支援を行きましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・生活困窮世帯が地域から孤立することがないように、見守りや日常生活等の支援を行いましょう。
- ・経済的な相談に応じ、関係機関と連携した必要な支援を行きましょう。

5 健康づくり推進

福祉を考える上で、健康は重要なテーマとなります。健康的にいきいきとした生活を送るためには、その基盤となる心身の健康づくりに、住民一人ひとりが積極的に取り組むとともに、地域全体で個人の健康を支援する環境を整える必要があります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・親子手帳交付時や乳幼児健康診査等で受動喫煙防止や望ましい生活習慣について、啓発や相談に努めている。また、むし歯予防のために、歯科検診でフッ素塗布を継続しています。
- ・働き盛り世代の健康づくりとして、特定健康診査の受診率の向上と自ら健康管理に取り組めるよう啓発を行うとともに、食生活と栄養、アルコールと健康、運動習慣の定着、歯の健康を守るために、必要な知識の普及や健康教室の開催等を推進しています。また、新たにナイトウォークラリーやラジオ体操を行う事ができました。しかし、依然として健康づくりを実践する人が少ない状況です。
- ・本村では、生活習慣病の大きな要因となる肥満者の割合が極めて高いことや糖尿病、高血圧症等の生活習慣病有病者の割合も高く、生活習慣病に起因する疾病により、障がいの発生や介護が必要となるケースが増え、医療費や介護費用が増大するとともに、個人の生活の質の低下を招いています。
- ・飲酒については、村の休肝日を設置、カレンダーにて推進する事ができました。同じくお酒を1合減らすタオル・シールにて啓発することができました。
- ・特定健康診査の再通知を行うなど実施していますが、受診率が低下しています。また、積極的な支援を必要とする方の指導率が低い状況にあります。
- ・医療未受診者に対しては、受診勧奨を手紙により手渡しで行いましたが、成果がありませんでした。
- ・高齢者については、地域における見守りネットワークづくりや居場所づくり(生きがい、社会参加)、認知症などの要支援者を支える取り組みといった、地域社会とのかかわりを通して健康づくりを推進しています。

<アンケート調査より>

- ・住民の悩みや不安として「自分の健康」が最も多く、次に「家族の健康」が上がっており、健康づくりへの取り組みが重要となっています。

[取り組みの基本方針]

住民の誰もが心身の健康を維持し、いつまでもいきいきと自分らしく暮らしていけるよう、生涯にわたる健康づくりを推進する観点から、子どもから高齢者までの各ライフステージで、それぞれの健康課題に対応した健康づくりを推進し、住民の「生活の質の向上」の実現を目指します。

■行政の役割

①世代別健康づくりの推進

- ・子どもの健康づくり推進においては、受動喫煙の防止、早寝早起・朝ごはんなど望ましい生活習慣の定着、むし歯予防等を力点を置いた取り組みを進めます。
- ・働き盛りの世代については、健康管理の啓発・保健指導の強化に取り組み、バランスの取れた生活習慣の確立、運動習慣の定着、適正飲酒、歯周病の予防等を推進します。とりわけ、アルコールによる健康問題について対応の充実を図ります。
- ・高齢者については、関係機関・団体等と連携し、見守りネットワークづくりや居場所づくり、認知症等要支援者を支える体制づくりに取り組みます。

②特定健康診査受診率・積極的支援実施率の向上

- ・住民一人ひとりが自らの体の状態を理解し、健康づくりに取り組むことができるよう、特定健康診査の受診率の向上を図るために、自治会や住民組織と連携・協力した未受診者への受診勧奨の強化に取り組みます。
- ・特定保健指導においても、積極的支援の実施率が高くなるよう、効果的な実施のあり方を検討し、メタボリックシンドローム該当者・予備群の割合の減少を目指します。

③医療未受診者対策の推進

- ・医療未受診者について、引き続き医療受診の指導徹底を行うとともに、関係機関や地域と連携した、受診者の増に取り組みます。

④個人の健康を支える地域づくり推進

- ・住民一人ひとりが自主的な健康づくりに取り組めるよう、健康に関する知識の普及啓発を進めるとともに、住民の健康状態や住民のニーズに即した健康づくり教室やウォーキング大会等を開催します。
- ・健康づくりは個人の取り組みが基本ですが、それだけで成し遂げることは難しい場合があり、周りからの支援が必要となります。家庭をはじめ、行政、医療機関、教育関連機関、各種団体、事業所など個人と関わりのある様々な主体が、個人の健康を気づかい、支えていける環境づくりに取り組みます。

<個人・地域に期待する役割>

[子ども期]

- ・受動喫煙の健康被害を知り、子どもの前で喫煙しないようにしましょう。
- ・子どもがタバコに近づかないようにしましょう。
- ・施設内の全面禁煙に協力しましょう。
- ・未成年者にタバコを販売しないようにしましょう。
- ・子どものむし歯予防の方法を知り、実践しましょう。
- ・歯の衛生週間における広報啓発に協力しましょう。
- ・子どもに早寝・早起きなどの規則正しい生活習慣を身につけさせましょう。

[働き盛り]

- ・年1回の健康診査と保健指導を受け、自分の体の状態を知りましょう。
- ・必要な医療受診をしましょう、又は受診させましょう。
- ・治療の中断をしない、又はさせないようにしましょう。
- ・生活習慣の改善に努めましょう。
- ・禁煙に取り組みましょう。
- ・食事のバランスと栄養について学び、食生活の改善に努めましょう。
- ・飲食店や弁当販売店はヘルシーメニューをつくりましょう。
- ・運動不足の解消に努めましょう。
- ・歯周病予防の方法を知り、実践しましょう。
- ・定期的に歯科検診を受けましょう。

[高齢期]

- ・相談窓口を知り、困った時に相談しましょう。
- ・見守りが必要な高齢者を把握し、様子を確認しましょう。
- ・友愛訪問に参加、協力しましょう。
- ・認知症について理解し、誤解や偏見を持たないようにしましょう。
- ・認知症サポーター養成講座を受けましょう。
- ・高齢者は自分に合った健康法を身につけ、地域や仲間と健康づくりに取り組みましょう。
- ・地域で高齢者の生きがいづくりを支援しましょう。
- ・高齢者は地域の行事や活動、世代間の交流活動に積極的に参加しましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・事業所敷地内、施設敷地内は全面禁煙にしましょう。
- ・高齢者と地域との交流を推進しましょう。
- ・高齢者の地域との交流の場への参加を支援しましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・敷地内は全面禁煙にしましょう。
- ・高齢者と地域との交流を推進しましょう。
- ・高齢者の地域との交流の場への参加を支援しましょう。

目標 3 安心・安全な人にやさしいしまづくり

1 生活環境の整備推進

高齢者や障がい者をはじめ、妊婦や子ども、乳幼児を連れた人など、誰もが様々な活動に安心して自由に参加できるよう、社会参加を阻む障壁の除去(バリアフリー)を推進する必要があります。また、住まいは、生活の基盤であることを踏まえ、良好な生活環境の形成や高齢者、障がい者、子育て世帯に配慮した、快適で利便性の高い住環境を整備することが重要となります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- 本村では、道路や建築物等の公共施設の整備にあたっては、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や関係法に基づき、バリアフリーを行っています。一方、法令や条例制定以前の公共施設については、必要な箇所について、段差解消や身体障がい者用トイレの整備等の改善を進めてきましたが、依然として物理的な障壁が多くみられます。今後も、公共施設等のバリアフリーを推進していく必要があります。
- 本村には、公営住宅(村営)が 58 戸ありますが、バリアフリーの面から、高齢者、障がい者の入居には適していません。また、居住空間の広さも多子世帯には厳しい状況です。民間の賃貸住宅もありますが戸数が少なく、公営住宅とともに空きもなかなか出ない状況です。そうした中、高齢者等の住宅の老朽化が進むとともに、もともと高齢者等に配慮した造りではないため、日常生活での不便さや体への負担を感じている高齢者がいます。
- 空家の活用については、移住者向けに古民家修復として 2 棟を整備してきました。今後、村内在住者向けの空き家活用を検討する必要があります。
- 高齢者の住宅改修については、介護が必要となった場合において、介護保険の住宅改修や福祉用具貸与・購入のサービスが利用できます。また、身体障がい者の住宅改修については、地域生活支援事業として居宅生活動作補助用具(住宅改修費)が利用できるほか、在宅生活の自立を助ける日常生活用具給付等事業があります。
- 平成 29 年度では、生活サポート事業で日曜大工を行える男性サポーターが若干増えたため、屋外手すりの取り付けを行うことができました。今後、自宅等の軽微な修繕が行える、男性サポーターの登録の増を図る必要があります。

<アンケート調査より>

- ・伊是名村の福祉を推進するために必要なこととして、24.4%の人が「人にやさしいまちづくり(道路・建物等のバリアフリー化)」をあげています。引き続きバリアフリーの推進に努める必要があります。
- ・住宅に関して悩んでいる人が1割程度います。また、福祉を推進するために必要なことでは「公営住宅の整備」が必要との意見が約22%あり、中でも子育て世代のニーズが高くなっています。

(今後の取り組み)

[取り組みの基本方針]

誰もが安心して外出することができ、また、高齢者や障がい者の自立と社会参加が促進されるよう、建築物や道路、公園等が安全かつ快適に利用できるようバリアフリーを推進します。

また、可能な限り安心・安全で、快適な住まいの整備を図るために、介護認定者や障がい者に対しては公的制度による住宅改修及び日常生活を支援する用具の利用を促すほか、簡易な住宅修繕のための生活サポート事業の活用促進及び空家の活用について検討します。

■行政の役割

①公共施設の整備推進

- ・新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、高齢者や障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。
- ・既存の公共施設については、障がい者をはじめ、誰もが快適に利用できるように、身体障がい者用のトイレ、スロープ、手すり、エレベーターの設置、障がい者専用駐車スペースの確保等について、必要な整備を進めます。
- ・歩道についても、可能な限り歩道の段差解消や拡幅、ガードレールや信号機の設置等安全な歩行環境の整備を計画的に推進するほか、安全な歩行を妨げる車の違法駐車や障害物の設置等について、地域への啓発を行います。

②住宅改修等サービスの利用促進

- ・介護保険認定者については、今後も介護保険の住宅改修費や福祉用具貸与・購入のサービス利用を促し生活の便宜を図ります。
- ・障がい者については、地域生活支援事業による居宅生活動作補助用具(住宅改修費)と併せて、日常生活の便宜を図るために日常生活用具の利用を促します。

③空家の有効活用検討

- ・住宅で困っている子育て世帯等を対象に、地域の空家を活用(リフォーム)した住まいの整備について、財源確保を含めて引き続き検討していきます。

④住宅修繕サポーターの登録促進

- ・雨漏りなど在宅生活のしづらさを軽減するために、「生活サポート事業」において、住宅の修理・修繕を行う人材を確保するとともに、必要に応じて過重な負担とならない合理的な範囲で修繕費等の一部助成に取り組みます。

<個人・地域に期待する役割>

- ・移動や動作に困っている人がいれば、できることは支援しましょう。
- ・人が多く集まる店舗や食堂などの設備のバリアフリーを進めましょう。
- ・歩道への違法駐車や障害物の設置はしないようにしましょう。
- ・歩道の危険箇所や公共施設のバリアフリーが必要な箇所は、関係課に伝えましょう。
- ・住宅の修理・修繕にできる範囲で協力しましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・移動に困っている人がいれば、できることは支援しましょう。
- ・事業所のバリアフリーを点検し、必要な改善を進めましょう。
- ・住宅の修理・修繕にできる範囲で協力しましょう

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・バリアフリーやユニバーサルデザインについて地域への周知を図りましょう。
- ・移動に困っている人がいれば、できることは支援しましょう。
- ・事業所のバリアフリーを点検し、必要な改善を進めましょう。
- ・地域の行事等開催場所でバリアフリーが必要な箇所は、関係課と連携して整備に努めましょう。
- ・住宅の修理・修繕に協力できる人材発掘のために、地域に協力を呼びかけましょう

2 防災対策の充実

地域の中で、誰もが安心して暮らしていただくためには、災害に強いまちづくりを進めるとともに、災害時において避難支援が必要な要援護者への支援体制の構築が重要となります。

[現状と課題]

<地域の現況より>

- ・本村では、「災害対策基本法の改正」を踏まえて平成 28 年度に「伊是名村地域防災計画」の見直すとともに、*災害時要援護者避難支援計画を策定しました。併せて*ハザードマップを作製し、全世帯に配布しました。
- ・障がい者や高齢者等の災害時における避難支援のために、災害時要援護者台帳を作成しましたが、地域住民や各種団体等を巻き込んだ、具体的な避難のための個別計画の作成には至っていません。
- ・防災訓練は平成 29 年 9 月に村一斉の地震・避難訓練を実施しました。また、保育所、幼稚園、小中学校における避難訓練及び文化財を守る防災訓練を行っています。しかし、各区での防災訓練や自主防災組織はありません。

<アンケート調査より>

- ・悩みや不安について、「災害時の避難」が 6.0%となります。割合は低いものの、真に災害時における避難に不安のある人と考えられます。
- ・自分自身が手助けしてもらいたいこととして、「災害時の手助け」が約 10.4%と 3 番目に高い割合で、全ての年齢層でニーズがあります。また、自分ができる手助けでも「災害時の手助け」が 26.6%と 3 番目に高い割合となります。

※災害時要援護者

災害に関する情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のことで、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、日本語に不慣れな外国人などが対象となります。災害対策基本法の改正に伴ない、国では、**避難行動要支援者**としています。

※ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されたものです。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に住民が迅速・的確に避難を行うことができ、また二次災害の発生予想箇所を避けることができるため、災害による被害の低減に有効です。

[取り組みの基本方針]

誰もが安心して暮らせるよう災害に強いまちづくりを推進するとともに、災害時において、適切な判断や迅速な避難が困難な高齢者や障がい者等の要援護者について、地域住民や関係機関等と連携した、避難支援体制の構築に取り組みます。また、防火対策の推進を図ります。

■行政の役割

①災害に強いむらづくり推進
<ul style="list-style-type: none">・災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために、※ハザードマップ等により、住民への防災知識の普及と迅速・的確な避難行動がとれるよう啓発していきます。・防災訓練の実施、自主防災組織の育成を進めるほか、地すべりや河川の氾濫、建築物の老朽化等災害時危険箇所について、必要な指導や防災対策を講じるなど、災害に強いむらづくりを進めます。
②災害時要援護者避難支援体制の構築
<ul style="list-style-type: none">・関係団体や関係機関と連携し、平常時から災害時要援護者の個人情報を提供する旨の同意を得る取り組みを強化し、避難のための個別計画作成の迅速化を図るとともに、適宜台帳の更新を行います。・実際の避難支援にあたっては、地域住民や各種団体等との連携のもと、個別計画に基づき要援護者の安否確認や避難誘導等を行います。・要援護者が安心して避難できるよう、福祉避難所の設置に取り組みます。
③緊急情報伝達手段の整備
<ul style="list-style-type: none">・障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、広報車、緊急速報メール、情報伝達に加え、日常生活用具給付対象である聴覚障がい者用情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。・視覚障がい者への携帯ラジオの普及、避難所での聴覚障がい者への文字(張り紙等)による情報伝達、近隣住民と連携した避難行動要支援者への情報伝達の仕組みづくり、その他必要な情報伝達の手段・方法について検討します。
④避難所の支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・避難場所においては、災害時要援護者等にも配慮した設備等の改善、必要物資の備蓄並びに避難場所での健康管理、その他必要な支援体制の構築に取り組みます。
⑤防火点検の実施
<ul style="list-style-type: none">・一人暮らし高齢者世帯等を対象に、火災防止のために住まいの電気系統や火の元の点検を社会福祉協議会や地域の関連事業所等と連携して取り組みます。

<個人・地域に期待する役割>

- ・ハザードマップ等により、地域の災害時危険箇所や避難経路、避難場所を把握しておきましょう。
- ・自主防災組織をつくり、高齢者や障がい者など一緒に防災訓練を行きましょう。
- ・自治会で、地域の高齢者や障がい者を把握し、避難支援について当事者の意見を聞き、みんなで話し合しましょう。
- ・応急手当の方法を知りましょう。
- ・避難場所での生活は助け合しましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・ハザードマップ等により、地域の災害時危険箇所や避難経路、避難場所を把握しておきましょう。
- ・サービス利用者と避難訓練を行きましょう。
- ・避難場所での介護等必要な支援を行きましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・ハザードマップ等により、地域の災害時危険箇所や避難経路、避難場所を把握しておきましょう。
- ・行政と連携して、自主防災組織の立上げや防災訓練を支援しましょう。
- ・災害時要援護者の把握と避難に関する相談に対応しましょう。
- ・行政と連携して、災害時要援護者の避難支援や避難場所での生活支援に努めましょう。

3 防犯対策の充実

安心して暮らしていくためには防災対策とともに、犯罪被害に遭うことがないように、防犯対策の充実を図る必要があります。

[現状と課題]

- ・防犯に関しては、警察との連携のもと、県内で多発している事件について防災無線や村広報紙等で注意を呼びかけています。また、駐在所の巡回連絡(家庭訪問)の際に、適宜防犯指導が行われています。
- ・本村では、地域のつながりが強く、これまで大きな事件もないことから、防犯に対する住民の関心は低い状況です。

(今後の取り組み)

[取り組みの基本方針]

住民が犯罪被害にあうことの不安感を除き、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。

■ 行政の役割

①防犯情報の提供と見守り支援の推進

- ・関係機関と連携し、犯罪や消費者被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行うとともに、高齢者、障がい者について一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員・児童委員等と連携し、様子の確認や注意を促していきます。

②通報システムの普及推進

- ・耳や言葉が不自由な障がい者への事件・事故に関する通報について、警察と連携した「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

③防犯設備の整備推進

- ・夜間の犯罪発生を防止するために、地域と連携し防犯灯などの防犯設備の整備推進及びその維持管理を行います。また、公園や遊び場などについても防犯上の視点に留意した施設整備を進めます。

<個人・地域に期待する役割>

- ・犯罪や消費者被害に関する情報を知るようにしましょう。
- ・必要に応じて防犯パトロールの実施や子どもの夜間外出を注意しましょう。
- ・必要に応じて一人暮らし高齢者や日中一人暮らし高齢者等に注意を呼びかけたり、様子を確認しましょう。
- ・必要に応じて、防犯設備の整備を行政に提言しましょう。

<サービス提供事業所に期待する役割>

- ・サービス利用者に犯罪や消費者被害に関する注意を促しましょう。

<社会福祉協議会に期待する役割>

- ・犯罪や消費者被害に関する相談に対応しましょう。

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

計画の目標を実現するために社会福祉協議会との連携を強化します。また、計画の的確な進行を行うために、庁内推進体制の整備や住民参画による計画の評価・点検及び本計画の周知を図ります。

(1) 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、地域に住む全ての人々が明るく健やかに暮せるよう、地域住民や各種団体等と協力しあって福祉の増進に努めています。そのため、地域福祉を推進する上で、社会福祉協議会と連携した取り組みが重要となります。

今後、本計画に基づき行政と社会福祉協議会の役割分担を明確にするとともに、一層連携を深め協働して地域福祉の推進を図っていきます。

(2) 庁内計画推進体制の構築

住民が安心して健やかに暮らしていくには、福祉のほか住民の生活にかかわる諸分野の連携・協力が必要であり、それによって公的な専門性、総合性を最大限発揮することが求められます。そのため、本計画の主管課が中心となり、村の関係各課と連携・協力した総合的な計画の推進体制を構築します。

(3) 住民参画による計画の評価・点検

住民参画の下に地域福祉を推進するため、住民代表をはじめ地域の諸分野の関係者で構成する「伊是名村地域福祉計画策定委員会」において、毎年度計画の進捗状況について点検・評価を行うほか、必要な事項について提言するものとします。また、点検・評価や提言に基づき必要な施策の見直しを行います。

(4) 計画の広報啓発

本計画の実現を図るには、行政と住民等との協働体制をつくることが重要であり、住民等への計画の周知と理解を深める必要があります。そのため本計画について、村の広報紙やホームページ及び地域や事業所等での説明会などにより、広く周知を図ります。

資料編

○伊是名村地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成24年11月15日

告示第27号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく伊是名村地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定及び着実な推進を図るため、伊是名村地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) 地域福祉計画の推進方策の検討に関すること。
- (4) その他地域福祉計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表者
- (3) 社会福祉を目的とする事業を営業者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 区長
- (6) 村職員
- (7) 村民から公募した者
- (8) その他村長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、村長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の所掌事務に関することについて調査研究及び計画素案の作成を行うため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は委員会の委員のうちから、会員は委員会の委員、及び地域福祉推進に関する活動を行う者のうちから、村長が委員長と協議して委嘱又は任命する。
- 4 会長は、作業部会を総括する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する会員がその職務を代理する。

(作業部会議)

第8条 会長は必要に応じて作業部会の会議(以下「作業部会議」という。)を招集しその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、作業部会議に会員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 3 会長は、作業部会議において調査研究した結果を委員長に報告するものとする。

(報告)

第9条 委員長は、委員会の所掌事務について調査審議した結果を村長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会及び作業部会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が委員長と協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

別紙 1 (第 3 条関係)

○伊是名村地域福祉計画策定委員会委員名簿

(任期 平成 29 年 11 月 1 日～平成 32 年 10 月 31 日)

区 分	No.	氏 名	所属機関・団体名
(1)学識経験者	1	下地 盛純	伊是名村立伊是名小学校長
	2	与那覇 了	伊是名村立伊是名中学校長
(2)保健・医療福祉関係 団体長	3	山城 啓太	北部病院附属伊是名診療所医師
	4	矢内 潤也	伊是名村立歯科診療所歯科医師
	5	前田 清治	社会福祉法人 伊是名村社会福祉協議会長
(3)社会福祉事業経営者	6	東江 初信	社会福祉法人 いぜん会理事長
	7	名嘉 哲治	特定非営利活動法人 かなさの会 理事長
(4)民生委員・児童委員	8	安里 みや子	伊是名村民生委員児童委員協議会長(民生委員)
	9	名嘉 裕美	伊是名村民生委員児童委員協議会(児童委員)
(5)区長	10	山内 靖昭	字伊是名区長
	11	前川 国清	字仲田区長
	12	仲田 正務	字諸見区長
	13	儀間 善光	字勢理客区長
	14	末吉 盛信	字内花区長
(6)村職員	15	宮城 義秀	総務課長
	16	神山 利和	企画政策課長
	17	兼元 清永	建設環境課長
	18	諸見 直也	農林水産課長
	19	前田 秀光	商工観光課長
	20	高良 和彦	教育振興課長
(7)公募	21	喜納 啓子	住民代表
	22	宮城 安志	住民代表
(8)その他村長が認める者	23	宮城 守	伊是名村老人クラブ連合会長
	24	伊礼三恵子	伊是名村社会福祉協議会事務局長
	25	松本 優一郎	伊是名村教育委員会指導主事
要綱第 10 条 庶務		住民福祉課長 伊礼 正徳	

第2次伊是名村地域福祉計画
－ いぜなイーマールプラン －

平成30年度～平成34年度

平成30年2月

発行：伊是名村役場
〒905-0695
沖縄県島尻郡伊是名村字仲田 1203 番地
電話：(0980)45-2001



伊是名村

